

第六十三回
参議院運輸委員会
會議録第十号

昭和四十五年四月二日(木曜日)

午前十時二十分開会

委員の異動

四月一日

辞任

鈴木 強君

補欠選任

加瀬 完君

四月二日

辞任

渡辺一太郎君

補欠選任

山下 春江君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

温水 三郎君

金丸 富夫君

谷口 慶吉君

木村 陸男君

河野 謙三君

佐田 一郎君

重政 庸徳君

前田佳都男君

山下 春江君

岡 三郎君

加瀬 完君

瀬谷 英行君

森中 守義君

田代富士男君

三木 忠雄君

中村 正雄君

山田 勇君

国務大臣

運輸大臣臨時代

井出一太郎君

政府委員

内閣法制局第四部長

運輸省自動車局長

運輸省航空局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

大蔵省理財局国有財産第一課長

大蔵省理財局鑑定参事官

農林省農地局管理部長

参考人

新東京国際空港公団総裁

角田礼次郎君

黒住 忠行君

手塚 良成君

吉田善次郎君

市川廣太郎君

三島 和夫君

小山 義夫君

今井 栄文君

本日

の会議に付した案件

○新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(温水三郎君) ただいまから運輸委員会

を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、鈴木強君が委員を辞任され、その補欠として加瀬完君が委員に選任されました。

○委員長(温水三郎君) 新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○加瀬完君 運輸大臣いらっしゃいませんか。運輸省にお答えをいただきますが、まず最初に、政

府、または公団等の政府機関は、その業務施行にあたりまして法律、命令を順守していくべきだと当然考えてよろしいと思いますが、御異議ございませんか。

○政府委員(手塚良成君) 仰せのとおりだと思います。

○加瀬完君 それではさらに、いままで、国民に対する政治的な約束についても確実に政府の責任でお守りいただくと解釈してよろしゅうございませう。

○政府委員(手塚良成君) 地元の皆さんあるいは国民の皆さん全体にお約束したことは守らなければならぬと考えております。

○加瀬完君 では必ず法律、命令は順守をする、政府の約束は破棄するようなことはないことを確認をいたしました。以下、本法案について伺います。

きょうは主として下総御料牧場の交換について伺いますが、四十四年二月二十八日の衆議院の運輸委員会が今井総裁は、高根沢の用地取得費並びに全体の工事費の総額は大体二十二億です。下総は全体で四百町歩以上あるわけですが、その中で十二億に相当する部分について建築交換をいたします。下総の面積がどの程度二十二億に見合うかという点は、大蔵省の理財局で検討しております。このお答えになりました。そうしてさらに下総御料牧場は四百三十九・七町歩あります。空港に必要な敷地は二百四十三町歩です。それに今後の見通しとしてアプローチ・ライトあるいは保安施設用地として御料牧場の残地が必要とする面積が八十一・二、それから代替地とする部分が百町歩です。国家公務員あるいは公団職員などの住宅予定地と記念公園として存置しようというものを合せて国が留保する予定面積が十五町歩です。したがって、これを合計いたしました四百三十九・七町歩となります。こういうようにお答えをいたしておりますが、間違いないと思いませんか。

○参考人(今井栄文君) 間違いないです。

○加瀬完君 それでは、これから確認をしてまいります。空港に必要な敷地は二百四十三町歩ということですか。

○参考人(今井栄文君) 敷地内の面積はそれとおりでございます。

○加瀬完君 保安施設用地等が八十一・二町歩ということですか。

○参考人(今井栄文君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 これは御料牧場の残地を当てるということですか。

○参考人(今井栄文君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 代替地とする部分は九十七、約百町歩ということですか。

○参考人(今井栄文君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 空港予定地の敷地内と敷地外に分けて、御料牧場の分布面積はどうなっておりますか。

○参考人(今井栄文君) おっしゃいますように、御料牧場の全体の面積は約四百三十九・七町歩でございます。その中で空港敷地になりますものが二百四十二・八ヘクタール、約二百四十三ヘクタールでございます。それから付帯施設用地、これが八十一・二ヘクタール、それから代替地として県有地と交換いたしますものが九十七・六ヘクタール、それから公園または住宅用地として国が留保いたしておりますものが十七・八ヘクタール、こういうふうになっております。

○加瀬完君 高根沢の工事総額は二十二億、建築交換はこの二十二億に相当するものとして交換するということですか。

○参考人(今井栄文君) 間違いないです。

○加瀬完君 それでは、これから確認をしてまいります。空港に必要な敷地は二百四十三町歩ということですか。

○参考人(今井栄文君) 敷地内の面積はそれとおりでございます。

○加瀬完君 保安施設用地等が八十一・二町歩ということですか。

○参考人(今井栄文君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 これは御料牧場の残地を当てるということですか。

○参考人(今井栄文君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 代替地とする部分は九十七、約百町歩ということですか。

○参考人(今井栄文君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 空港予定地の敷地内と敷地外に分けて、御料牧場の分布面積はどうなっておりますか。

○参考人(今井栄文君) おっしゃいますように、御料牧場の全体の面積は約四百三十九・七町歩でございます。その中で空港敷地になりますものが二百四十二・八ヘクタール、約二百四十三ヘクタールでございます。それから付帯施設用地、これが八十一・二ヘクタール、それから代替地として県有地と交換いたしますものが九十七・六ヘクタール、それから公園または住宅用地として国が留保いたしておりますものが十七・八ヘクタール、こういうふうになっております。

○加瀬完君 高根沢の工事総額は二十二億、建築交換はこの二十二億に相当するものとして交換するということですか。

○参考人(今井栄文君) 間違いないです。

○加瀬完君 それでは、これから確認をしてまいります。空港に必要な敷地は二百四十三町歩ということですか。

○参考人(今井栄文君) 敷地内の面積はそれとおりでございます。

○加瀬完君 保安施設用地等が八十一・二町歩ということですか。

○参考人(今井栄文君) そのとおりでございます。

○参考人(今井栄文君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 それでは下総御料牧場の面積で二十二億に見合うものはどれですか、交換対象は。

○参考人(今井栄文君) これは若干敷地の中にかかりますけれども、代替地に当てる部分を主としたしまして、全体で百七十二・七ヘクタール、こういうことになっております。

○加瀬完君 大蔵省に伺いますが、いまで言えば旧下総御料牧場になりますか、四百三十九・七ヘクタールが、敷地の外九十七ヘクタールを含めて百七十三ヘクタールは売り払い物件として提供をし、この価格が二十二億ということになりますか。

○説明員(市川廣太郎君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 十八ヘクタールは国有地のまま残し、それらを引き去った二百四十九ヘクタールを空港への現物出資ということになるわけですね。

○説明員(市川廣太郎君) 下総御料牧場用地のうち建築交換に当てるのが百七十二万七千平米、百七十二ヘクタールでございます。出資対象予定が二百四十八万九千平米で、そのほかに十七万八千平米ございまして、これは現在国有財産のまま留保いたしております。

○加瀬完君 いや、このいま提案されている法案の内容によりますと、その残った二百四十九ヘクタールというのは、現物出資ということで国が公団に出資をするということになるんでしょう。

○説明員(市川廣太郎君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 少し公団の説明と食い違いがありますが、時間の関係でそれをここで詳しく申し述べたことはやめるといたしまして、問題は百七十二・幾ら、概算して百七十三ヘクタールは売り払い物件に間違いございませぬ。大蔵省から伺います。

○説明員(市川廣太郎君) 売り払い及び交換契約によりまして売り払いいたしました数量でございます。

○加瀬完君 そこをはっきりしていただかなければなりませんが、これは売り払い物件ではないんですか。この契約書をあとで説明をいたしますが、これによると乙が丙に売り払い物件という中に百七十二・七六ヘクタールというのがありますね。

○説明員(市川廣太郎君) この契約書の第二条に掲示してございます百七十二万七千平米でございます。

○加瀬完君 だれに売り払うんですか。売り払う相手方はだれですか。

○説明員(市川廣太郎君) 新東京国際空港公団でございます。

○加瀬完君 この百七十三ヘクタールのうちには農地がありますね。

○説明員(市川廣太郎君) 仰せのとおり農地がございまして。

○加瀬完君 農地を含む土地を、農地を含まざる部分は別として農地法では禁じられております無資格者に売り払うことができませんか。これは農林省にお答えを願います。

○説明員(小山義夫君) 農地法の関係では農林省令で例外規定を設けてまして、新東京国際空港公団が取得することができ道路を開いてございます。農地法上は差しつかえございません。

○加瀬完君 それは高根沢の新御料牧場の造成に限って農地の取得が許されておるのであって、他の代替地の農地造成まで公団に農地法のワクをゆるめてその権利を与えていただけますか。

○説明員(小山義夫君) 農林省令で規定をしてございますのは、下総の御料牧場にかわるものとしてというふうになってございますことは、そのとおりでございます。

○加瀬完君 ですから、旧下総御料牧場にかわるものとして、高根沢御料牧場を農地を含めて造成することを公団に許可しているわけですよ。それ以外に、たとえば農地を売り払って公団に提供をした農民に対する代替地の造成まで農地をつくつていいという権限を公団に持たしておるわけじゃないでしょうか。そうでしょう。これは公団で答えて

てくられても、運輸省で答えてくられてもいいですよ。そうでしょう。代替地の造成の権限はありますよ。——じゃもう一回説明しますからね。公団が農地関係で許可されている権限は、旧下総御料牧場のかわりに高根沢に新しい御料牧場をつくるというこのワクの中で、農地を造成してもいいという権限を与えられておりますけれども、それ以外に公団が公団の必要によってどこかに農地をつくつたり、農地を取得したりするそういう権限は与えられておらない、こういうことではないでしょうか。

○参考人(今井栄文君) おっしゃる通りに、その点は先生の言われるとおりでございます。

○加瀬完君 そこで重ねて大蔵省に伺いますが、空港公団が直接必要なものは敷地内の国有財産だと確認してよろしゅうございませぬ。空港公団が直接必要なものは、敷地内の国有財産、そういうことでしょうか。

○説明員(市川廣太郎君) 空港建設のために直接必要なものという御質問でありますれば、そのとおりであるとお答えせざるを得ませんけれども、同時に、公団といたしましては、空港予定地内に所在する国有地がございまして、その国有地を取得しなければならぬ、そういう要請がございまして、片や県のほうが取得する必要があるた代替農地対象部分でございまして、その部分を公団に国から譲渡いたしまして、公団と県とでこれを交換したという形になっております。

○加瀬完君 それはあとで触れますが、公団は高根沢の農地造成以外には農地を取得する権限はないわけでしょう。それを空港の敷地内の農地を取得するということなら空港のためということで理屈が合いますけれども、代替地その他の目的から空港敷地内でない他の地域に農地を取得する権限はない。これは公団の総裁がおっしゃっているのとおりです。大蔵省はそれを譲渡したとおっしゃった。譲渡できない、農地を取得する権限のないものに譲渡をしたというやり方をしていることがおかしいんだと、私は指摘をしたいわけですよ。それはあ

とでおいおい詳しくきめてまいります。とにか、公団が下総御料牧場を必要とするのは、空港敷地用として下総御料牧場を必要としたことは原則的には間違いがございませぬ。そうすると、いま等価交換の対象物件が、土地については敷地内は七十六ヘクタールにしかすぎませぬ。これはお認めになるでしょう。百七十三ヘクタールというけれども、九十七ヘクタールは外側ですから、空港の敷地として取得するものは、敷地内のは七十六ヘクタール、こういうことになりませぬ。これは大蔵省に……。

○説明員(市川廣太郎君) 七十五・一ヘクタールでございます。

○加瀬完君 私の言っている七十六ヘクタールよりな少ない。切り上げて七十六ヘクタール、詳しく言うとう七十五・一ヘクタール。そうして九十七、何ヘクタールというものは、これは空港の敷地ではないですね。代替用地として交換の対象の中に入れたらと、こういうことですね。

○説明員(市川廣太郎君) 仰せのとおりでございます。

○加瀬完君 それで、あなたがいまおっしゃるように、これは公団に譲渡したというんですから、公団が取得することになったと認めていいですね。

○説明員(市川廣太郎君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 一体、農林省にまた開きますけれども、農地を取得できないものに農地の取得を認めたとすることは、これはどういうことですか。

○説明員(小山義夫君) 公団が代替地を取得しますのは、御料牧場にかわるものの範囲に限定をされておることはそのとおりでございます。それ以外の部分は公団が直接取得することは認められておりません。

○加瀬完君 ところが、いま大蔵省の言うのには、九十七ヘクタールについては公団に譲渡したと、こう言うのです。もう少し詳しく申し上げますと、空港敷地の中で七十六ヘクタール、詳しく言

うと七十五・一ヘクタールしか今度は交換の対象の中に入れていないんです。それで二百四十九ヘクタールというものが現物出資ということで国が公園に提供するわけですよ。それで敷地対象として九十七ヘクタールは農地を持つことの不可能な公園に国は譲渡をするという形をとっているわけですよ。ややつこしく申しましたが、七十五ヘクタールしか飛行場の敷地の中では交換対象にしない。しかも、必要ないかという、二百四十九ヘクタールを必要としている。しかし、その二百四十九ヘクタールは交換の対象にしないで現物出資という形をとっている。それで飛行場には直接必要のない敷地内の九十七ヘクタールというものを、農地法によって取得を公園は禁じられていないにもかかわらず、そういう権能がないにもかかわらず、これに国は譲渡をしたと、こういう形をとっているんです。だから、最初に、国や公園は法律を必ず守りますかと念を押した、守ります。守っていないじゃないか。そういうことになるでしょう。

○説明員(小山義夫君) 私、その国と公園との間の契約内容をつまびらかにしたいま承知しておりますけれども、公園が取得をしたもののうち、空港の施設が建設されます部分については転用の手続があるわけでございまして、これは差しつかえないと思います。それ以外のものについては、農地法のもとで履行し得る道が開かれているように当時聞いておったのでありますけれども、その後どういふ契約の条項になつておりますか、非常にこまかい契約条項まで現在私当たつておりませんので、どうなっているか、よくわかりませんけれども、果のほうにいくとすれば、果は農地の規制がはずれておりますので、果へ持つていかれる分については差しつかえないわけでございまして。その辺のところが契約条項、どういふふうになつておりますか、私承知していませんのであります。

○加瀬完君 それはあなたのおっしゃる通りに、果が肩がわりするという形になつていないんだけれども、その問題にはあとに触れます。

これはとにかくいろいろのトリックで、結局農地法の違反というものをのがれているようなやり方をしているんだけれども、二つ問題がある。大蔵省にひとつ今日でなくてもけっこうですからはっきりしたお答えをいただきたいのは、敷地の二百四十九ヘクタールまだ公園は必要とするのに、それは交換の対象にしないで、外側の農地を取得するような方法をとったのは一体これは何だということが一つ。いいですか。二百四十九ヘクタールまだ足りないですよ、空港の敷地として。だから、その中で当然等価交換の対象を求むべきなのに、それはそのままにして、外側の九十七ヘクタールというものを対して交換の対象としたのはどういふわけかということが一つ。これは大蔵省にあつて御回答いただきたい。

それから、敷地の中ではない外の九十七ヘクタールというものは、これは農地法に触れる問題の土地です。これを大蔵省は契約によって、いま御説明のように、取得できない公園に譲渡したと、こう言っている。そういう方法は農地法上許せるかどうか、そのお答えをいただきたい。そのお答えはあとでけっこうです。

そこで、いま契約の問題が出ましたので……百七十三ヘクタールと高根沢を交換をしたわけですね。交換契約担当官は、甲は宮内庁長官官房主計課長、乙は大蔵省の関東財務局長、丙は契約担当役今井総裁、こうなつてますね。これは間違ひありませんね。

○参考人(今井栄文君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 契約の対象は百七十三ヘクタール、契約者はいま申し上げた甲乙丙。それで、先ほど明らかにしましたのは、乙が丙に、大蔵省が公園に売り払う物件は百七十三ヘクタール、したがって、百七十三ヘクタールは売り払い物件の中に入つていて、こう認定してよろしゅうございませぬ。

○説明員(市川廣太郎君) 仰せのとおりでございます。

○加瀬完君 そこで、公園と農地局に伺いますが、空港敷地を公園が取得することは当然でございまして、農地法に触れる敷地外を何ゆえに契約内容としなければならなかったのか。これは農地局とも話し合いがあつたはずですよ。したがって、農地法に触れる敷地外の九十七ヘクタールというものを一体契約内容とすることに農林省としては何にも異存はなかったのか。また、公園に対しては、取得できない農地を含めて契約を一体成立させたということはどういふことなのか。契約はどういふ契約だつて契約すれば成立しますよ。しかし、農地法で農地が取得できないということがわかつているものを一体契約内容に入れたのはどういふわけですか。

○説明員(市川廣太郎君) 代替農地の部分についてのごとでございますが、現行農地法上は仰せのとおり、公園が農地の所有権を取得することはできないことになつております。ただ、契約締結の当時の情勢を申し上げますと、公園といたしましては農林省に対して特別措置を講じていただきたい、そのようなことのできる道を聞いていたのだきたいというのを要請いたしておりましたわけでございます。私どももいたしましては、公園の置かれていた特殊な位置それから空港建設の必要性、そういうことから勘案いたしまして、その要請が実現するのではなからうかと考えておつたわけでありまして、そういう情勢がありましたので、このような契約を締結いたしました。いたしましたけれども、いまのような、申し上げましたような特別措置が講じられない場合もあり得る、可能性としてはあり得るということを考えまして、契約上は第九条に特別というのを設けまして、その四項及び五項に特別な規定を入れまして、本物件の所有権が移転する相手方は原則として丙、すなわち公園である、しかし公園がそのような特別措置を認められなかった場合には乙、すなわち財務局長の同意を得て丙が指定するもの、これは県を予定しておりましたけれども、県にその物件の所有権が移転するものであるという

ことを特約として入れてあるわけでございまして、前段でいくか後段でいくか、いずれにいたしましてもどちらかの方法で所有権が移転するという形になりますれば違法問題にはならないという判断をいたしまして契約をいたしました次第でございます。

○加瀬完君 大蔵省が答えたから、農林省お答えいただかなくても筋はわかりました。しかし問題が二つあるわけですよ。それは、農地の取得ができない無権能者に農地を取得するという前提で契約を結ぶことははたして妥当かどうか。それからもう一点は、これは農地法では認められないということが大体予想できるので県に肩がわりをさせるということなんですよ。それなら当然新しい問題が起つてまいります。果有地と初めから交換するというのなら、国と果の間で、大蔵省と千葉県の間で交換をしてこれを公園が買い上げると、あるいは国が現物出資をするという方法をとったほうが妥当でしょう。

あなた、事実関係よくわからないと思ひますから、くどいようですが詳しく申し上げますと、敷地の中に果有地があるわけですね。これは公園にとつて必要だ。それで、敷地の外に果有地があるわけですね。で、九十七町歩の敷地の外の果有地を公園にやつて、その百町歩の果有地と中のものを交換をするということなんだけれども、初めから農地であるものは公園が取得できないんだから、なぜ、九十七町歩の外側と百町歩というものを国と果の間で交換をして果有地として公園にやるような方法をとらないのか。当然の筋というならばそれが正しいんじゃないですか。そういう方法をとらなかつたのはどういふわけかという問題が起つてくる。しかし、これはあなたも農地を取得できないというところは認めている。取得できない場合は果に肩がわりをさせるという御説明です。で、あとでまた細部にわたる質問をいたしますのでそのときお答えをいただければけっこうです。そこで、そうなつてくると、高根沢の二十二億に見合うものは一体何だという問題が起

こつてくる。そうでしょう、九十七町歩というものは公団は取得できないわけですから。この契約によつても、あなたの説明の契約によつても、公団がこれを千葉県にやるという指示権というか指定権だけを持つてゐるわけです。そうすると、二十二億というものは敷地の中の七十六ヘクタールだけなのか、外の九十七ヘクタールはその見合いの対象になつてゐるのかどうか、この点はどうですか。

○説明員(市川廣太郎君) 代替予定部分の土地につきましては、契約をいたしましたあと、四十四年の七月でございますが、公団が千葉県と交換契約を結びまして、この土地を千葉県に渡し、千葉県から九十八・一ヘクタールの土地を、敷地内に県有林がございまして、それを取得するという形になつておりますので、何といひますか、国から渡されたものが間接的には空港敷地内の土地に形を変へまして公団の所有地ということになつてゐるわけでございます。

○加瀬完君 県有地約百ヘクタール——九十七ヘクタールを交換するといつても、敷地外のこの九十七ヘクタールの所有権は公団には帰属しておらないでしよう。公団には帰属しておらないで、公団が持っているものは、この農地を含む区域九十七ヘクタールをだれに所有させるかという指定権だけでございます。そうすると、七十六町歩とこの指定権が二十二億に見合うものだという解釈をせざるを得ないでしよう、これはそういうことですか。

○説明員(市川廣太郎君) 県と公団との交換契約におきまして、公団が県に引き渡しましたものは何かということでございますが、これは契約上は公団が国から取得いたしました財産権ということになつております。先ほど引用させていただきました国と公団との当初の契約書の九条にありましたが、前段でいきました所有権を公団が取得する。後段でいきました場合が一種の請求権でございますが、債権を公団が取得するという形になりまして、その所有権が債権がいずれかにしる、とにかくその二つのものを総称いたしましたして、

財産権ということを表示いたしましたして、公団と県が交換契約をいたしてゐるわけでございます。

○加瀬完君 はい、わかりました。財産権として所有権をあなたのほうの御説明のワケで県にやるということになりますけれども、所有権はないわけですね、これは公団は。外の九十七ヘクタールについては所有権はありません、農地が大部分ですから。農地の所有権は公団にはないわけですか。そうすると、だれに所有権を与えるかという指定権だけですね、これは。千葉県なら千葉県にやるといふ指定権、そうすると指定権が財産権ということになるわけですね。そうすると、あなたのほうの大蔵省の他の課はここを反百十万円と評価をしておりませんか。そうすると、九十七町歩ということになると、これは十一億ということになります。その他を省きますと、そうすると指定権が十一億ということになります。所有権のないものが財産権が成立しますか。あなた債権だと言ふ。しかし農地の場合は、農地を所有する権能のあるものは完全には所有権を有することになるわけでしょう。そういう意味で所有権は公団はないけれども、一応譲渡をされたという形になつておるわけですから、これは一般民間に例をとれば、仮登記したようなものだ。そういうことで自分分は農地を取得できないから登記できない。農地を取得できる権能のある県にこれを肩がわりさせるということになるわけですね。そうでしょう。

そうすると、肩がわりさせる権利が十一億に当たるといふことになるわけですね。しかし、民間ならそういうすれすれの便法といふものも許容されるかもしれない。公の機関が所有権も認められぬ前段に立つてゐる土地について他の財産権を認めるという便法を講じなければならぬ必要がどこにあるか。こういう契約といふものは、はなはだ不法とは言われないでしよう、契約上は成立してゐるのですから。しかし、妥当を欠く契約と言わざるを得ないと思ふ。

○説明員(市川廣太郎君) 反当たり百十万円で約十一億円というその評価につきましては、私つまりらかでございます。ございませぬけれども、私どもが国と公団との契約におきまして、公団に譲渡した所有権ないし請求権といふものは財産権としてはつきりした権利でございます。契約書の九条の五項にもそのようないし書いてございまして、所有権の移転を請求する地位を有する公団——公団にそのような地位を与へてゐるわけでございます。その対象物件が仰せのように九十七ヘクタールもあるわけでありまして、いまの評価額はこれに対応する金額ということで、その請求権の対価はこれに対応する金額といふものになるわけだと思ひます。

御質問の後段でございますが、確かに仰せのとおり、このような回りくどい方法をとらないでもっと直截な方法によりまして契約できたじやないかといふことなんぞでございますが、実は当時、先生仰せと同じような観点に立ちましてほかの契約方法を考へてみたわけでございます。こまかく申し上げるとちよつとこまか過ぎますので遠慮させていただきますが、そのほかに四つの契約方法を考へてみましたけれども、いずれの方法も、たとえば県の財政事情その他との関係からうまいかない。残る方法としては、最善の方法はこれだといふことでこの契約方法を採用することにいたしました。しかも、この契約方法でいきましたと法律には積極的に抵触するような契約方法ではないといふこともございまして、空港建設を一刻も早く行ないたいといふ要請に沿うことも必要でございまして、あえてこの方法を採用したといふ事情でございまして、御了解いただきたいと思ひます。

○加瀬完君 了解できないですね、これは。そうすると請求権が十一億ということですよ。評価はそれだけあつても十一億に当たるといふこと。しかし、事実上は国有地と県有地が交換されるという形式をとるわけでしょう、公団の所有地と県有地が交換されるという形にはならないわけですか。国有地と県有地が交換をされるという形をとるわけ

です。そうでしょう。あなたが譲渡、譲渡と言つてゐるけれども、譲渡されたものは請求権。請求権だけで所有権は譲渡されておらないわけでありまして。しかし、国有財産の扱いで、所有権なり使用権なりをはつきり譲渡するといふならいままでの慣例もございまして、所有権もない使用権もない、そういうものを請求権だけで十億か十一億に当たるようなそういう権限を与へたといふ契約の前例がございまして。私の調べた範囲内においてはあまり聞かないのですけれども、往々にしてそういう方法がとられておりますか。

○説明員(市川廣太郎君) 大蔵省の財産を処分する場合の前例をいたしましては、私の記憶する限りでは特に例がないと思ひます。思ひますけれども、民間におきまして農地に關連いたしまして売買が行なわれるといふときには、このような形式の契約、つまり物件ではございまして、請求権を譲渡するといふ契約は行なわれてゐるわけでございます。

○加瀬完君 民間契約と、国と公団の契約が同一であつてよろしいといふことにはなつておらないわけですね。これはあとで触れようと思ひましたが、いま出ましたから簡単に申し上げますが、国有財産法第二十九条「普通財産の売却をする場合は、当該財産を所管する各省各庁の長は、その買受人に対して用途並びにその用途に供しななければならない期日及び期間を指定しなければならぬ。ただし、政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。」とあります。で、今度は政令ではいろいろの項目が出ております。そうすると、この項目の中に該当するかどうかということになります。たとえば国有財産法施行令の第十六条の二の六項に「前各号に掲げる場合のほか、特別の事情があるため、用途並びにその用途に供しななければならない期日及び期間の指定を要しないものとして大蔵大臣が定める場合」と、こういうものに含ませる以外には含みようがないわけでしょう。ただし、私契約の原則をそのまま公契約に適用することについては、営利法人と公益法人の権

利能力は法的に区別されなければならない、こう
いう規定もありますね。公益法人は権利能力をき
わめて厳格に限定しているというふうに民法の四
十三条では読み取れるわけです。だから、公益法
人であり公団が民間人と同じような契約をする
という点を許されておられないわけです。こう
いう点はしろうとの私でさえわかるんですから、
大蔵当局としてわからないはずはないと思う、専
門家として。どういうようにこの点を検討され
たわけですか。公益法人が民間契約をそのまま準用
するといいますが、適用する、同じケースをとる
ということとは禁止されているわけですよ、民法に
おいても。この点、どうですか。

○説明員(市川廣太郎君) 民法の規定はあまり詳
しくありませんので、国の場合についてお答えい
たしますと、国はもろろん公法人でございます
が、国が普通財産を売り払いいたしますときに
は、国有財産法上特別の規定のある部分はその規
定に従いますけれども、それ以外の広い部分につ
きましては私法原則に基づきまして契約をする
というたてまえになっております。つまり普通財産
の処分は行政処分ではなくて私法上の契約である
ということでございます。

○加瀬完君 そうすると、ますますおかしい。こ
れは甲乙丙で結んでいるわけでしょう。しかし実
質的には丁がいるわけですね、千葉県というもの
が。そうすると形式上は丁が拒否する場合もあり
ますね。丁が拒否した場合はこの契約というものが
成立しないわけ。しかし千葉県はこの契約の中に
入っていない。そうでしょう。丙と丁と契約がで
きて、それから甲乙丙で契約ができたというなら
話は別だ。千葉県と公団の間で百町歩と九十七町
歩と交換しようという契約ができておられます
から、そこでひとつ国のほうとしても甲乙丙で契
約を結んでください、そうすれば予約があります
からそのとおりにいきますというものであれば、
それは形式上は問題ない。内容はそうであって
も、形式上は公団と千葉県の契約が結ばれた以前
に甲乙丙の契約が結ばれているでしょう。こんな

ずさんな財産処分のやり方というのではありません
か。この点はお認めにならざるを得ないでしょう
な。千葉県と公団の間に何ら契約がないときに、
宮内庁と関東財務局と公団総裁の間でこの国有財
産売り払い購入契約書というものができたという
ことは、これは認めるでしょう。これは事実です
から認めるを得ないでしょう。

○説明員(市川廣太郎君) 形式的には、契約の文
言の形式的な解釈上は、まさに先生のおっしゃる
とおりでございます。ただ、事実関係を申し上げ
ますと、千葉県が空港用地の買収に積極的に協力
するという立場に当時ございまして、その空港敷
地内の被買収者である農民の方に代替の農地を提
供しなければならぬという必要がございまして、
大々的に農地を取得していただくわけでありまし
て、国有地もぜひ入手したいということございま
した。そういう事情もございまして、事実上は千葉
県がこのようなことを公団及び国のほうへお願い
した場合には、これを拒否するということ
ではないということが十分に想定できたわけでご
ざいます。

○加瀬完君 そういう内部事情の信憑性だけで契
約が運ばれるということはありませんでしよう。
問題は、どういう事情の変化があるとしても、国が
損害を与えられないというたてまえに立つて国有
財産の処分の契約というのは取り運ばれることで
しょう。そういうことはいいとしても、知事がか
わるとか、議会で否決をするというような意思表
示があった場合は、この契約は、これはできませ
んよ。そういう、全く大蔵省としてはどう考えて
もうなすけないような契約内容になっていないとい
う点を私は第一に指摘をしなければなりません。
こういうすっきりしない契約という方法をとらざ
るを得なかったのは、農林省が農地法というもの
を大幅に曲げなかったのだ、農地法をのりた
めにこういう契約をせざるを得なかったわけだ
ね。しかし新しい問題もあるのです。公団が高根
沢のような御料牧場をつくるというような内容が

公団の業務範囲に入るかどうかという新しい問題
もある。これは大蔵省に聞くことじゃありません
から別ですけれども、公団は、運輸大臣が所管を
しているわけですね。運輸大臣の所管範囲に農地
を取得するなんてありませんよ。そういう業務範
囲の検討からいっても、農地であるものを公団に
取得させるというような方法をとるべきでないとい
うのは当然なことだと思ふ。

その点をもう少しこれは詳しく言わざるを得ま
せんので伺いますが、したがって、公団にか
かる農地法の施行規則の改正は下総御料牧場の
代替牧場の造成及び譲渡のみに範囲をきちんと
められておるのです。これは農林省認めますね。
したがって、公団が無制限に農地の取得や造成を
許容されているものではないと、当然認められま
すね。

○説明員(小山義夫君) そのとおりでございま
す。
○加瀬完君 しかも、高根沢の造成は下総御料牧
場が新空港敷地にかかるので、空港敷地を取得す
るために高根沢を造成、交換するという方法を
とっているわけですね。公団総裁、そうじゃあり
ませんか。
○参考人(今井栄文君) そのとおりでございま
す。

○加瀬完君 新空港のための敷地として、下総御
料牧場を提供してもらいたいということが前提な
んです。ところが、たびたび申し上げますよう
に、いまの九十七町歩の代替地というのは空港敷
地の外なんです。空港の敷地について交換させる
というのならわかるけれども、空港の敷地でない
ところを交換させている。筋からいってもおかし
い。交換物件は敷地外、これをおかしく感じな
かったのですか。大蔵省、どうして持つて回ったよ
うな方法をとったのですか。

○説明員(市川廣太郎君) 空港建設のためには、
公団といたしましては、空港予定地内に所在する
国有林を取得する必要があります。一応県におき
ましては空港予定地内の農地所有者に代替地を提

供するために空港予定地外にあります国有地を取
得する必要があります。この代替地相当部分を建築交換の渡
し財産ということに含んだものでございしますが、
先ほど説明を省略いたしましたけれども、このほ
かにもいろいろ方法が考えられまして検討してみ
たわけでございます。

例を申し上げますと、まず代替地相当部分を空
港予定地内の国有林と交換してしまおう、そうす
ると国が空港予定地内の国有林を取得しますわけ
でございますので、それを公団に出資するという
方法もあったわけでございます。で、この方法は
別の面で問題が出てきたわけでございますが、そ
の問題点は国有財産法二十七条の交換の要件で
ございまして「国又は公共団体において公共用、公用又
は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必
要があるときは、交換することができ」と、で、
これに違反する、国が公団に現物出資するために
交換を行なうというようなことはこれに違反する
おそれがあるという疑義が出てきましたので、この
方法を採用することをやめた次第でございまして、
第二に検討いたしました……。

○加瀬完君 けっこうです。
○説明員(市川廣太郎君) よろしゅうございま
す。
○加瀬完君 いいです。
どんなに説明したって、だからこれでいいとい
うことにはならないわけですよ。農地を持つてな
い公団に農地である九十七町歩を譲渡するという
前提に立ったわけですね。どう考えたってこれは
妥当を欠くと言わざるを得ない。契約はよくつ
たって契約内容は違法でしよう、これ。
そこで今度は運輸省に伺いますが、まず法制局
に伺いたいと思う。

公団による農地取得行為は運輸大臣の監督にな
じむものと認められますか。
○政府委員(角田礼次郎君) ちよっと御質問の意
味を取り違えてあるいは間違ってお答えをするか
もしれませんが、公団としてはこの新東京国際空

港を設置するという業務を持つておるわけです。その業務については、運輸大臣が当然監督をするわけだろうと思います。その業務達成のための手段として、いろいろ土地を取得したり建物を建てたりする、その土地を取得するなり建物を建てたりするといふ面におきましては、確かに運輸大臣がこのやり方がよいか悪いかという判断は当然やり得るのだらうと、そういう意味で監督になじむと思います。

としてしばしば問題になります。特殊法人の場合も同じだと思いますが、結局公団法二十条の解釈の問題だと思います。これは空港を設置するために必要な業務として、先ほど来やりとりがございましたように、高根沢の牧場をその手段として、いわば本来の業務を行なうために必要な業務として建設をする、ここまでは私は二十条の解釈から出てくるだろうと思います。

条の基本計画に従い、かつ、航空法で定めるところにより、これを行なわなければならない、とありますが、これは法文のとおりですから、お認めいただけると思います。そこで、それを受けた公団法の施行令に、どこを見たって、農地または代替地を造成していいということはありませんか。

○政府委員(角田礼次郎君) それはないと思いますが、ある一定の業務を執行する一つの団体があ

はまいりませんね。高根沢は政令で定めたものですから、これは業務範囲ということになってもいい。そうすると、ほかのことはどこから考えたって——ほかのことというのは、高根沢以外に農地を造成したり、代替地を造成したりすることは、業務範囲の中には認められておらないじゃないかと思う。これはそう解釈するのが常識でしょう。必要があれば、何でもやっていたいいいと思ったら、一

○加瀬完君　公國法三十六條で、公団の監督は運輸大臣の専管でありますね。牧場用地の譲渡、さらにその上に新空港建設の事業をするというならならば、お説のとおり、これは公団の業務内容になりましょう。新牧場用地の取得、造成事業が運輸大臣の監督になじむもので、その範囲においてはありますように、公団が規則第三条第七号に規定するような新牧場用地の取得、造成までを行なうことは、本来許されないか、少なくとも予想していません。したがって、監督権を運輸大臣の専管にしなかつたからこそ、監督権を運輸大臣の専管にし

てやる面から見れば、運輸大臣が当然監督をするわけであります。ところが、それがたまたま農地であるということになりますと、いろいろ農地法の規制にひっかかってくるわけであります。その農地法の規制の面から見ますと、これは運輸大臣がむしろ何も権限はなくて、農林大臣が権限を持っておる。したがいまして、高根沢の場合は、たまたま例外としてああいう省令をつくったということなんです。むしろ實際上運輸大臣が農林大臣にいろいろお願いと申しますか、業務をしやす

益な行差は、おそらくその団体といえますか法人の業務範囲として一般社会通念上許されている範囲内のものであれば、これは当然でできると思います。そして、それについては、それぞれ法律の規制がございいますから、たとえば公園が家を建てるについては建築基準法という法律がありまして、建設大臣なり都道府県知事の監督といえますか、何といえますか、規制を受ける、これは当然だろうと思います。それぞれの業務を執行するについてはそれぞれの法律がまたございいますから、その

権限があります。農林省の農地法もかまわない、あるいは国有財産のいろいろ規定がありましよう、それもおかまいなしに、必要があつたら法人同士の契約も契約すれば、両者の合意があれば、それは契約として成立するということで、公益法人が何でもやつたら、一体行政組織ということのは混乱をするでしょう。したがって、そういうことのないように公団のやるワクというのは、業務範囲というのはこれだけだと、運輸大臣の業務範囲と云うのはこれだけと云う規定があるでしょう。そ

ことならば、これは農地造成ということならば、その専管事項ではなくて、これは農林大臣と合議しなければならぬというようなことになったのでありましようのに、運輸大臣の専管事項としたということは、少なくとも農地の造成——飛行場をつくるために農地を買いたいということとは別ですよ、飛行場と関係のないところに農地を造成したり、農地を取得するということとは考えられなかつたので、これは運輸大臣の専管ということにしたと解釈できませんか。

「さういふことは、省令をつくつていたのだ」といふようなことの連絡はおそらくあつたのだらうとは思ひますけれども、これは法律的にはもう全く農林大臣の権限事項で、農林大臣は省令を制定したところが、先ほど來のやりとりにあつておられますように、三里塚のほうはこれはそういう特例を認めてもらいたいと頼んだところが、農林大臣のほうの権限でこれは許さない——許さないと申しますか、特例をつくらぬというふうにきめた。しかし公団法自体としては、これは別に関係のない問題だらうと思ひます。

か、規制のもとに服する。ただし、公国の業務という面から見ると、そういうのが適當かどうかということは、これは運輸大臣が監督する。ところで、その業務として説明ができるかどうかということは、一番最初に申し上げたように、それは二十条の解釈上だと思います。その点は三里塚の代替農地の建設というか、そういうものと高根沢の御料牧場の建設も全く性質的には同じじゃないかと思えます。

加瀬完君 あなたの説明納得できませんね。業

のきめられた規定から見ても、どこへ農地をつくつてもいい、どこへ代替地をつくつてもいいということは、これは許されておらない。こう解釈するのが当然じゃないですか。空港の必要のためなら何でもやっていいという権限が公団にあるという、そんなばかな解釈は成り立ちませんよ。

○政府委員(角田礼次郎君)　ちよつと私のことばが足りなかったと思いますが、高根沢はやつてやるしいということをお認めになっていらつしやるようでございます。それは二十条の三号の政令でつてゐるわけでありませう。これは、ちよつと二

○政府委員(角田礼次郎君) ちよっとおことばを返すようでございますけれども、農地を造成すること自体を監督するとか、監督しないという問題ではなくて、公団がまず第一に新東京国際空港を設置するという業務目的を達成するために高根沢の牧場を造成するということがまずできるかどうか、という問題が第一にあるのだらうと思えます。その点は、先ほどもちよっと触れましたけれども、これは法人の行為能力なり権利能力の問題

○加瀬完君 いや、公団法自体關係がなくてはな
いわけですね。公団法というのは、原則として、あ
なたがあとで説明になったように、農地の造成や
何かはやるべきものではない、やれないという前
提に立つておる。運輸大臣の専管事項であるなら
ばそう解釈すべきだということはこれは当然で
しょう。そこで、具体的に伺いますよ。運輸大臣
は、二十一条によって、基本計画を定め、これを
公団に指示するとあり、二十二条は、公団は、前

業務の範囲ということも第二十条にきめられておりますね。その一として、「新東京国際空港の設置及び管理を行なうこと」、これは当然ですよ。それから、「新東京国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の施設で政令で定めるものの建設及び管理を行なうこと」、そうすると、いろいろな問題になっている点は、政令で定めたものでなければ、業務範囲というわけに

十条の一号でやっているということでございます。そうしてそれが農地法の規制に引かかるわけです、そのままで。そこで、むしろ農地法の施行規則で、高根沢のためにああいう施行規則の改正をして、それを許したわけです。ということでは、言いかえれば、先生の議論を裏切るようでは、いへん恐縮ですけれども、二十条の一号で高根沢でやっているとむしろ農地法の施行規則である意味では認めておる、こういうふうな

す。それは農地法にひつかからないわけですが。ところが、同じように、二十条の一号の業務の範囲に入るという意味におきましては、私は三里塚で代替農地を宮内庁のためにつくったと同じような意味で農民のためにつくったというのは、二十条の一号の解釈としてできるだろうと思う。ただし、二十条の一号は公団法二十条の解釈として申し上げているので、先ほど来御指摘のように、農地法との関係においては施行規則も改正になっておりませんし、いろいろ問題があるというところは、まさに先生御指摘のような議論、やりとりが行なわれている。したがって、私は、公団の業務としては二十条の一号で高根沢もできるだろうし、三里塚の農民のための代替地もおそらくできるだろう。それはなぜかという、確かに代替農地を建設することができるとか、高根沢ができるというところは二十条の一号には書いてございませぬけれども、これは民法の公益法人でも、商法の会社でも、あるいは特殊法人でも同じでございませぬけれども、ある法人が主たる目的を達成するために必要かつ有益な行為で、社会通念上その目的を達成するための範囲内のものであれば、これは当然できるだろう。決して私は何でもできるというふうには申し上げたつもりはございませぬ。

それから、先ほど先生が御指摘になりましたけれども、一般の公益法人などに比べれば、特殊法人などの場合にはや業務範囲の解釈についても厳密な解釈をすべきであるということを御指摘になりましたけれども、むしろそれはそのとおりだと思います。一般公益法人よりは確かに厳密な解釈をすべきだと思います。

○加瀬完君 業務範囲としてできるとしても、農地法なりその他の法令が業務範囲として行ない得る条件を整備しない限りはどうにもなりませんね。それでもとの農地法を見れば、農地法の精神からいっても、農業生産をあげないようなものに農地の造成というようなのをしたり、農地を取得させたりということは原則として禁じているわけですね。そういう性格と、同じく二十一条に「運輸大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号及び第二号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。これを変更するときも、同様とする。」業務の実施について、二十二条に「公団は、第二十条第一項第一号及び第二号の業務については、前条の基本計画に従い、かつ、航空法で定めるところにより、これを行なわなければならない。」と、大ワクがはめてありますからね。やはりこの大ワクの趣旨というものは尊重さるべきである。したがって、公団の農地の取得や造成が以上の法令の範囲から当然行なうべき業務であるという解釈は立たないのじやないか、こういうように私は解するわけでありすが、間違っておりませぬか。

○政府委員(角田礼次郎君) 前段について、まず、お答えいたしますが、二十条の業務の範囲に入っておりますが、それがかりに他の法令に違反する場合においては、それは公団の業務として行なった場合に違法になる、これはもう御指摘のとおりであります。

その次に、二十一条、二十二条の基本計画なり、あるいは業務の実施についての規制でございませぬが、これについては、基本計画なり、あるいは業務、二十二条のほうは、ことに航空法のほうの関係でございませぬが、あまりこの場合には問題にならない。これはむしろ実際に飛行場をつくりましたあとのような問題で、それじや私はしろうとでありますから、やめますが、二十一条の基本計画のほうについては、むしろ基本計画の実体がどうなっているか私らよと存じませぬけれども、かりにその中にこういうふうなやれということが指示されておるとすれば、それは当然運輸大臣の指示に従って公団はやらなざるを得ない、これは法令に違反してはならないというのと同じ意味において指示に従ってやらなければならないということができると思います。

○加瀬完君 公団法というものは航空法というものが一つの基本になりまして、航空法で公団のいろいろのワクというものが相当制限されています。

といひますか、前提の条件になっておるといふように私どもは解するわけですよ。ですから、航空法というものを除いて公団の運営というものをするということがあり得ないと、その点は政府側も、公団が高根沢の造成をしながら代替地の造成をしないのはなぜかという衆議院の質問に対して、今井総裁も手塚局長もお答えになっておる。手塚局長のお答えを御披露いたしますと、公団が下総御料牧場の代替牧場を造成するために農地を取得はしますが、この場合、施行規則三条の許可除外としましたのは、国である宮内庁がみずから牧場を造成する場合には農地取得の許可除外となりますが、公団が宮内庁にかわって牧場を造成するということなので、両者の関係はきわめて明確であるということから除外例を認められたわけでありませぬ。しかし一般的に公団が代替農地を取得するということについては、農地法のたてまては不耕作者に農地取得を認めない大原則に立っておりまして、これはそのとおりでよろしゅうございませぬ、手塚さん。

○政府委員(手塚良成君) そのとおりでございませぬ。

ちよつと途中で失礼なんですけれども、現在金浦空港の、たいしたことではございませぬが、一部ニュースとして御披露申し上げたいと思ひます。

ただいま十一時、金浦空港の貴賓室で運輸大臣が記者会見をいたしました。次のような声明を発表した。一つは、今回の事件で韓国側のとられた措置に感謝する。第二は、六時に金山大使、丁国防部長官が誠意をもって説得に当たったけれども、犯人は乗客の釈放を承諾せず、解決に至っていない。三、しかし人命の安全は保たれている。四、今後も引き続き説得を進める方針である。こういうことが記者会見で御披露されております。

なお、少し時間がおくれましたが、九時に「よど」号をランウエーまたはタクシーウエーという説もありませぬですが、これへ引き上げた。着陸

しますときに、御承知と思いますが、ランウエーから前車輪がオーバーランをして前にはみ出しており、そのままでは離陸も動かすこともできないわけですが、これをタクシーウエーかランウエーへ引っ張り上げたということを九時にやっております。ただ、これには注釈がついておりまして、従来の状態ですと飛行機が傾斜をしておるといふ状態にありまして、中におられる方が非常に不快感がある、そこでそういった不快感をなくすために機体の位置を水平にするというたに行なつたものであつて、発進等に備えるというたのものではない。この作業をやるについては犯人側も了承しており、日韓のトップクラス了解のもとに行なつたものと考へられる。なお、機内に錯乱状態の乗客が出たとの報道があるけれども、日航側は特にそういった連絡を受けていない、こういうところでございます。御披露いたします。

○加瀬完君 航空局長の説明によると、新御料牧場の公団による造成は、両者の関係がきわめて明確であるということと除外例を認めたと思うのであります。農地局、そのとおりですね。

○政府委員(角田礼次郎君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 両者がきわめて明確とはどんなことですか。

○政府委員(角田礼次郎君) 空港公団が高根沢で造成をいたしました牧場は宮内庁の御料牧場になる、そのところが非常にはつきりしておる、こういうことでございませぬ。

○加瀬完君 そうすると、旧御料牧場が空港敷地となるというので、これを交換のためということなんですね、明確ということ。

○政府委員(角田礼次郎君) 高根沢で空港公団が造成した新御料牧場が宮内庁の御料牧場になる、こういうことでございませぬ。

○加瀬完君 そうすると、その許容条件は、両者がきわめて明確ということであるので許容をしたと、その内容は高根沢で造成されている御料牧場は、これは宮内庁の御料牧場になるという所有者

が明確であるから両者がきわめて明確だと、こういう御説明だとなると、それならば代替地の造成によって入る者は飛行場の敷地によって土地を失った者だということが明確であれば、その代替地の造成もまた公団に許してもいいという筋も成り立つように思いますが、どういうことになりま

すか。

○政府委員(角田礼次郎君) 国と公団との間で契約が締結されます以前に、公団側から私どものほうに特別の措置を講じてほしいという非常に強いお申し出があったことは事実でございます。また、公団側もその実現性について非常に多く期待しておられたことは私どもも折衝の過程で感じたくてあります。先般来先生御指摘のように、農地法の大体の全体を通じております原則として、みずから耕作しない者に農地の取得は認めないということになっておりますので、私どもとしては、例外的な場合を除いてはできるだけ代替地の取得は中間取得者には認めない。と申しますのは、代替地の取得というのはなかなか制度の仕組みの中に入っておりませんので、それがその計画どおり、おっしゃるとおり使用される、権利移転が行なわれるというこの確認もなかなかむずかしいというのが一般的な私どもの悩みでございます。そういうこともございまして、公団側から特例措置を講じてほしい旨の申し出があったのでございましてけれども、それをお受けすることができなかつたわけでございます。そういうことで、高根沢につくりますときには、本来、国である宮内庁が造成をするものをたまたまそれにかわって空港公団がやるという関係でございますので、例外規定を開いたわけでございますけれども、三里塚のほうにはそういう特例を認めることができなかったという事情でございます。

○加瀬完君 この高根沢の御料牧場は公団がつくれなくても宮内庁でつくろうとすればできるわけですね。何も現物交換しなかつたついでいいわけですね。しかし空港によって土地を失う民地の代替地というものは自分でつくるわけにはいかないわけ

です。土地が提供されて、同一条件の土地にするためには、相当のこれは農業改善事業か何かのワクの中に入れていろいろ工作をしてもらわなければ、いまだで失った土地と同等のものを取得するといふ形にはならないわけですね。一体公団なり国なりが一番やらなければならないことは、宮内庁だけでやる。御料牧場をつくることは、宮内庁だけでやる。土地を失った路頭に迷うような者に生活のことは心配ありませんよという代替地をつくって提供することが先なのか。前後は論じられないとしても、少なくとも土地を失った人たちの代替地がなくてあつてもいいということには私はならないと思う。それなら農林省はなぜ、そういう便法を許すというならば、おたくのほうには機械化公団が何かあるのですから、そういう国の施策として代替地の造成を根本的にやるという方法をとらなかつたのか。あるいは運輸省なり公団なりはそういうようなやり方で、国の責任で代替地を造成するというのをなぜしなかつたか。非常に私は片手落ちだと思ふのです。保護対策というものが全然ないのです。農民に対する保護対策というものが、それを農民の立場に立つて一番保護しなければならぬ農林省も、案外その農民に対する対策というものを考えておらぬのです。いままでのいろいろな議論で、少なくともこの国有財産売り払い及び購入契約書という宮内庁と大蔵省と公団の間で取りかわされたものは、そのときの時点においては農地法違反の契約だということが明らかじゃないですか。農地法としては取得できないものを譲渡するといふ契約なのですから、そういうことを、便法を許しておきながら、どうして土地を失った路頭に迷わなければならない人たちの生活権の保障なり農業経営権の保障なりといふものを責任を持ってやらないのか。これはひとつ運輸省にお伺いいたします。そういうことをやらないから反対がだんだん強くなつてどうにもならないといふことになるわけです。どうですか、この点は。

○政府委員(手塚良成君) この新空港をつくりま

すについて代替地——土地を失われる農民の方に対する代替地というものが最大のポイントであるという点につきましては、私どももそのように考えております。ただ、先ほど来の御議論になります。いろいろ代替地造成につきましては関連した法律関係、あるいはその他従来の経緯、あるいは予算上の問題等ございまして、それらを一本の筋できれいにさばくということが現実問題としてなかなかむずかしい。そこでいろいろ御指摘のような無理なことを何がしかやらざるを得ない。つまり空港の建設につきましてもタイムリミットもありますし、また、当時といたしましてはなかなか農民の皆さんの同意を得て買収するということは非常に困難である。そのためにやはり代替地の適地をある程度明示をしなければならぬ。また、その価格等についてもいろいろ問題があるというように現実問題としての調整の必要になりました。いろいろ関係方面には御無理なお願ひも申し上げたわけですが、現実問題はまあそういうことで、こういうような御指摘の無理なやり方を一部どうしてもとらざるを得なかつたというのが事実でございます。まして、私ども代替地というものをに対しては、やはり一番御問題であり、現在の反対の皆さんは、これは一番御問題になおなつていくと考えますので、今後とも代替地問題、ややいまままでの法的な筋その他におきましては無理があるかも知れませんが、代替地そのものに對する公団における取り扱いというものは第一義的に考える、今後の反対運動の方の御協力もそういうところのポイントを置かなければならぬ、こう考えております。

○参考人(今井栄文君) 先ほど来の関係各省に對する先生の御質問につきまして、公団といたしまして、当時の実情について簡単に申し上げたいと思ひます。

なぜ公団が代替地に関する部分を一応請求権の形で取得して、県と、県有地と交換するというふうな措置をとらざるを得なかつたかという実態的な背景でございませうけれども、これは公団発足

後、先生のおっしゃる通りに、農民の代替地というものを何としても確保しなければならぬ。これは閣議決定の地元対策にも述べられておりますし、それから県知事としても県政上、敷地内の住民の代替地というものについて非常に関心を持っておられる。しかも公団といたしましてやはり敷地内の方々が安穩に移つていただく適地を提供するといふことが空港建設を促進するといふことで、私どもと県との間には全く二人三脚のよう形で仕事が進められてきたわけでございます。そこで私どもとしては、何としても代替地をお願いして国有財産のうちから百町歩程度のものを差し上げたい。県も県有地、特に従来御指摘のございました畜産試験場あるいはまた種鶏、種豚場というふうなもの施設を撤去してまで約百町歩を代替地として提供する。そこで公団としても、ぜひ政府にお願ひをいたしまして、御料牧場の残地を公団が何らかの形で県にお渡しできるように、しかも敷地内には公団が当然取得を希望しておる県有地が約百町歩あるわけでございますので、御料牧場の残地につきましては一応公団がインシアチブをとつて県の敷地内の所有地と交換をしたい、こういうことで私どもが政府に御無理を

方々に造成をしてあげたい。しかも、その造成につきましても、農民に対する配分の点につきましても、これは県と公団で協議をしながらやってまいったわけでございます。したがって、代替地として御料牧場残地というものを一応公団が権利を取得して県有地と交換するという形をぜひということで私どものほうでお願いいたした、こういうことでございますので、事情を御了承願いたいと思います。

○加瀬完君 そういふ事情がおかしいというのですよ。公団が取得する範囲は空港の敷地内が先決条件ですね。ところが、敷地内の土地は国有地であるのにそのまま残しておいて、敷地外のところを取得する方法をとったわけですね。それは農地でありますから公団は取得できませんから、結局請求権という形で千葉県にやったわけですね。千葉県が空港に協力しているというのなら、千葉県独自で中の九十八町歩とか外の九十七町歩を交換させればすっきりするわけですね。何も公団が一枚入ってややこしい持ち回りを法律違反すればいいようなことをやる必要はどこにもないのじゃないか、そういうことを言っているわけですね。いずれにしても、この契約というものはこれは農地法違反です、明らかに。農地法違反みたいなものを公益法人である公団がなすべきことではないと私は申し上げているわけですね。

そこで確認をいたしますが、国有地のうち、空港敷地外は九十七ヘクタール、これは県有地と交換をするわけですね。しかもこれは代替地として造成をするわけですね。そうすると、造成はだれがするのですか。

○参考人(今井栄文君) これは私どもが県にお願いをいたしまして、県知事が造成をする、こういうたてまえをとっております。

○加瀬完君 所有権も県が持ち、造成も県がするということであるなら、なおさら代替地の責任も県に持たせて、県がその九十七町歩の旧敷地が一番いいというなら、その交換を県独自でさせるほうが当然じゃないですか。

そこで大蔵省に伺いますが、宅地、水田、畑、山林、雑地等の評価額は通常違っておりません。○説明員(三島和夫君) この敷地内の交換いたしました土地については、価額は宅地、畑、山林それぞれ価額は相違いたしております。

○加瀬完君 そうするとこの九十七町歩、旧御料牧場あとと県有地約百町歩、この状態は、土地の価額評価は同じですか。

○説明員(三島和夫君) 九十七町歩の国有地につきましましては、私のほうではどの程度公団がお出しになったか、その区分は十分承知しております。

○加瀬完君 そうすると等価交換をしたわけですか。

○参考人(今井栄文君) 等価交換でございます。ただいま先生の御っしゃいますそれぞれの地目別の両者の相違と、それからその面積あるいは価額の評価について申し上げますと、代替地として提供いたしました御料牧場残地につきましては、宅地それから畑が比較的多うございまして、全体で、先ほどお話に出ましたように九十二ヘクタールというふうなことになるわけであります。それから県有地のほうは宅地、畑地よりはむしろ山林のほうと比較的多いというふうなことで、全体の面積は約九十八ヘクタールとなっております。それからその等価交換でございますが、総体の金額といたしましては、十一億四千九百五十五万一千円というところでございます。

○加瀬完君 十一億四千九百万、私がさっき言った十一億と大体似たようなものだ。この県有地は、これはちっちゃな竹の林ですね、竹林ですね。代替地として提供されるものは相当いい畑ですよ。これが等価ですか。それがまず一つ。

それからこの代替地は公団の所有じゃないわけですね。九十七町歩は請求権だけを持っている。請求権が十一億四千九百万というところで、そんなべらぼうな話があるかと私は言いたいですよ。所有権もないのに地価と請求権が同一、そういう常識が成り立ちますか。地価が十一億四千九百

万、ここは等価交換というならば、所有権はないわけだから、その地価そのものが請求権の価額というふうになっていくわけでおかしいじゃないかと思うんですよ。

それからもう一つ、これはもういま造成工事をしておりますね。この点はどうか。

○参考人(今井栄文君) 造成工事ほとんど終わりに近づいております。

○加瀬完君 したがって、この法律が通らなくとも、一体この契約書だけでそれが進められてよろしいということになっているんですか。

○参考人(今井栄文君) 先ほど先生からお話がございましたように、空港敷地内につきましては、約四百三十ヘクタールという御料牧場のあと地があるわけでございます。そのごく一部がこの交換の対象になっておるわけでございます。この法律を通していただきますと、私どもはできるだけ早く空港敷地の中の本体の部分を国から出資していただきたい。こういうことでございまして、現在造成をやっておりますところはすでに交換をいたしました。私どもが請求権を取得した土地について県と交換をいたし、現在は県の所有地になっております。ですから、当然県としては造成する権利を持っているわけでありまして、

○加瀬完君 結局これは、法律の内容には入っていないわけですね、法律の内容には。それで今度の法律の内容は、結局公団が取得するのじゃないかと、公団の現物出費として二百七十町歩を提供させるといふことなんですね。

○参考人(今井栄文君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 そうすると、国民の目には、正面に出されたものは、公団は空港の敷地が足りませんから、そこで金もありませんので国有財産を現物出費してもらおうのだということだけが出てきているのです。現物出費をしてもらわなければ土地の獲得ができないような状態の中で、何を好んで外側のほうに請求権だけで十一億四千九百万円という金を出す必要があるのかという問題を私は感

ずる。敷地の中を早く確保したいということならわかるが、敷地の中の確保はあと回しにしておいて、現物出費というところで肩がわりさせておいて、公団の費用そのものは外側の買わなくてもいい九十七町歩に対する請求権だけで十一億四千九百万円払う。

〔委員長退席、理事金丸富夫君着席〕

若干意見になって恐縮ですが、それならば、すなおに十一億何千万円払わなくて、国と県で交換すれば十一億四千九百万円という金はほかのことに使える、公団の仕事の。そういう疑問を持しますので、一応申し上げておきます。

時間を急ぎますので農林省に伺いますが、農地法は、その耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護し、その他土地の農業上の利用関係を整え、もって耕作者の地位の安定と農業生産力の増進をはかるというのを目的としているのだというふうに解釈してよろしゅうございませぬ。

○説明員(小山義夫君) 農地法第一条の目的にそのように記載されております。

○加瀬完君 そうすると、農地は耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めておりま

すし、耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護するということとは現在も変わっておりませぬ。

○説明員(小山義夫君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 耕作者の地位の安定、農業生産力の増進ということは、いまでも重視されているのですか。

○説明員(小山義夫君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 そうすると、これらに対する違反またはそこということは、農林省としては好ましくないと今日においても認めておられるわけですね。

て各条文の規定がございます。その規定に違反するといふ場合には、それぞれの法律上の規定に従ひまして措置をすることになっております。

〔理事金丸富夫君退席、委員長着席〕

○加瀬完君 違反をするだけではないで、積極的に耕作者の地位の安定、あるいは農業生産力の増進といふことが、農地法の大きなねらいでございまして、施行については、そういう目的に向かって進められるとこれは考えてよろしゅうございませぬ。

○説明員(小山義夫君) 農地法の各条文の規定はその趣旨、目的に沿って運用してまいるわけであります。

○加瀬完君 農地法の各条文だけではなくして、農地行政というものがそうあるべきだと考えていいでしょう。

○説明員(小山義夫君) もちろん、農地法を離れていろいろな農地行政をやっております。それはそのような趣旨で行なわれることはまた当然でございませぬ。

○加瀬完君 若干よそ道に入りますが、調整区域の設定、その他を見ても、一体農地法あるのかないのか、農地行政あるのかないのかという疑問を農民側は最近訴えていないわけでもありませんね。この三里塚の場合も同様のことが言われるわけですね。いまいろいろ述べてきたように、どうも違法ではないかという方法までして、その空港の建設は進められている。ところが、その空港敷地にいままで農業を営んでおった既成農地は完全になくなってしまふにもかかわらず、代替地というものが御料牧場の土地のような形でつくられてはおりない。高根沢に御料牧場をそっくり持つていくほどの努力があるなら、国が責任を持つて、ここだけの地域のもはここへそのまま移せますよと、構造改善も何も一〇〇%完了していい農地になりました、生産条件も上がりました、あなたの方の地位の安定も当然期待できるでしょうといふような工作をするならばまだしも、そういうことは全然やっておらない。こういう点を一体農

林省はどう考えておられるのか。これは農地局に伺つてもお気の毒なわけですが、既成農地の確保、あるいは農民の地位の安定といふものについて限定しますと、成田空港に対して被害農家がたゞさんいふ、そういう意味では、それらに対する対策といふのが具体的にあります。農林省に問題につきましては、御料牧場と地だけではなくて、いろいろ県当局においても、あるいは公団においても御努力をいただいている模様でございませぬ。また農家の方々も農業を引き続いてやる方々だけではなくて、いろいろこの機会に他に職業を求める方々の中にはあらうかと思ひます。そういうことで、非常に広範に開口の広いところで、総合的、計画的に調整をして行なわれることが一番農家のためにもうまくいくんではないか、こういう考え方で、運輸省並びに公団当局とも御相談をいたしまして、千葉県が中心になって代替地の問題はやっていただくといふことで、私どもも進めてきたわけでございませぬ。いろいろ御指摘のような問題がもしあるとすれば、私どもも農地行政をやっておりますので、十分関係のところにも連絡をいたしまして、調整をまいりたいと思ひます。なお、先ほどから答弁の機会を逸しましたので、ございませぬけれども、この空港と国との間で行なわれた契約が、農地法上違法であるとか、無効であるとかいふ疑いがあるんじゃないかという御質問があるわけではございませぬけれども、特例措置は結果としては講じなかつたわけではございませぬが、公団としては、その特例措置が講ぜられるという期待をお持ちになつて契約を結ばれ、かつ万一の特例措置がとられなかつた場合に備えて、指定する者に所有権を移すという道が開かれてあるわけではございませぬので、私どももいたしましては、農地法上違法だとかあるいは契約の履行が不可能である、そういう意味で無効になるような、そういう契約ではないといふふうに考えております。

○加瀬完君 繰り返して恐縮ですが、無効ではありませぬよ。契約ですから無効ではありませぬが、最初、いまの御説明のとおり、農地法の、もう一つの高根沢と別のワケ外にしてみらえるという予定で、農地法上は取得できない公団に譲渡しようという過程を通つたわけですね。しかし、それは農地法が別ワケを設けない限りは、譲渡といふことは不成功に終わる。それならば第二段として千葉県への譲渡をしをする請求権だけを保有しようという形をとつたわけですね。ですから、いづれにしても農地法からは当然譲渡できないのです。疑義といふものは初めから存在しておつた。存在しているものを、なかなか農地法の改正なんといふことも困難な状態にあることがわかつていふときに、一体取得できない者に譲渡する、そういう契約をして、譲渡をできない場合には、その土地をだれにやるかという請求権だけを十一億四千九百万に見合うものにしよふなんといふ契約が妥当といえるかといふことを言つておられるわけですね。契約は契約ですから成立しては、しかし、一つのもぐりでしょう、これは、いまでも民間で農地を先買いをして、農地は耕作でなければ取得できませんけれども、そうでない不動産屋が買つて、あとになつて転換手続をして、手続が終わつてから登記をしたり、あるいは小面積にして宅地に変更したり、地目変更したりしてはありますが、これは農地法からみれば正しいことでもないし好ましくないことでもない。同じようなことを公益法人がやっておる。これを一体そのまま認めておつて農地行政ができるかといふことを私は言つておるわけですね。

○加瀬完君 ところで、農地法施行規則第三条の七項は、公団の農地法上許容している対象としては、下総御料牧場の廃止に伴い高根沢御料牧場を新設するため、の農地等の取得に限定して見ているように思ふ。

○説明員(小山義夫君) そのとおりでございませぬ。

○加瀬完君 そうすると、空港設置のためには、公団は農地や採草地でも無制限に取得できるといふことにはならないわけですね。

○説明員(小山義夫君) 無制限にはできません。○加瀬完君 法制局に伺ひますが、そうすると、こういう例外措置は厳格に規定され解釈されるべきものだと思いますが、どうですか。

○政府委員(角田礼次郎君) 一般的には、これは法律にそれぞれ例外措置が明記されて、そのほかにセービングクローズとしてその他省令で定める場合といふことが書いてあるわけではございませぬ。おそらく立法の趣旨としては、法律に明確に規定されているもの以外にどういふ場合が出てくるか予想がつきにくいといふことで、こういうセービングクローズと申しますか、一般的な省令に対する委任規定を設けているのだと思ひます。したがって、それは法律の趣旨に従つて例外的に認められるべきものでございませぬから、一般的な議論としては先生のおっしゃるとおりだと思ひます。解釈と言われましたけれども、これは省令をつくるわけではございませぬから、むしろ、省令をつくる態度として、一般的にはできるだけ厳格に考えるべきだろうと思ひます。

○加瀬完君 そうすると、超過取得といひますか、この規定のワケを越えるような超過取得、あるいはこの目的以外の目的にかかる取得といふものは許可なくして絶対に許さるべきものではないと解してよろしいわけですね。

○説明員(小山義夫君) 所有権、あるいはその他の使用収益権を規定に反して取得する場合には、許可を得ないと農地法の規定で無効になるわけではございませぬ。

○加瀬完君 そこで、法制局にも農林省にも伺ひたいのですけれども、この規則第三条第七号の適用対象になるのは、現実には下総御料牧場ただ一つですね。その代替地の取得、譲渡が終了すれば、同法の規定はもはや適用対象が存在しないものとなるわけですね。一回的なものであるし、過渡的な規定でありますね。そうすると、このような規定は必要があるかとたびたび今度は使われることになりませぬ。あのときやつたのだからもう

一回こういうことをやるう、そういう法のつくり方というものが、これは法制局の方にお答えいだきたいのですけれども、一体妥当なものだと考えられますか。法制定の技術として一回しか使わないものを一回使ったらばつくるとしてしまふ、そういう例外規定をたくさんつくるといふことが好ましいことだという御見解に立てましようか。

○政府委員(角田礼次郎君) 省令は法制局の審査を経ないで、いま初めて読みましたので、少し時間をかけていただきたいのですが、……。

これは実体問題とも関係しますが、かりに高根沢の牧場を公団が造成するという目的のためのこの七号の規定が設けられたとすれば、一般的にはそういう場合は、用がなくなれば廃止をすべきである。ただ一つつけ加えて申し上げますが、そういうふうにその一回限りで廃止されるようなものは法律の上には書かないで、省令で、臨時、緊急に書いてすぐ廃止をするというのがむしろ立法技術としては、何といえますか、ある意味では好ましい方法だと——そうしませんが、一々すぐ廃止をするようなものを法律に書くというのとは、非常に緊急と申しますか、用に合わない、あるいは臨時的なものを恒久的な農地法の原則の中に書くのはよくないというような考え方で、そういう意味では、省令にふさわしい実体を持っておるならば省令のほうがいいと思います。

○加瀬完君 結局法律ではきめられませんが、こういうものを、きめられないわけではありませんが、きめることは妥当を欠きますよ。一回でばつと改定するようなものを、だから政令にゆだねるということですから、政令にいうもの、法律の趣旨からすればこういうワク外というものは好ましいものではないわけですよ。そうしてそれが一回限りでもう要らなくなるというような政令を、特殊な事業をするために特殊な条件としてたびたびきめるようなことが通例になるというところは好ましいことではないんじゃないかという意見も私はいかがですかと伺っているわけです。

省令にたとえたとところで、なるほど恒久的なものならばいざ知らず、こういうものを省令という国民の手を離れたところで適当にきめられて適当に消されていくというようなことは、奨励すべきことではない。省令ではございますが奨励すべきことではないと思いますが、いかがですか。

○政府委員(角田礼次郎君) 一般論としては二つの考え方があると思います。確かに先生の御指摘になったように、国民の権利、義務にかかわる、あるいは農地行政の基本にかかわるようなものを省令でばつとつくるようなことはよくないのじゃないかというお考えは、それは法律と政令との関係あるいは法律と省令との関係におきまして、私どもは常にそういう問題意識を持っておりまして、私ら、そういう点では御指摘のとおりだと思ひます。

それから第二点としては、先ほども申し上げましたように、これは実体問題としては私はあまり存じませんけれども、結局は国のものになっていくわけですから、国のものについては、農地法、御承知のように適用にならないわけではございません。そういう事実が非常に明確であるということであり、かつ、たつた一回限りですぐなくなつてしまふ、また緊急の必要があつたというような場合には、むしろこういうものこそ、そのことの妥当性いかん、内容の妥当性いかんはここで申し上げませんけれども、立法技術としては、むしろこういうものこそ省令にふさわしいのであつて、恒久的に例外的に認めるようなものをもし省令でやるとすればそれはむしろおかしい、そういうのは法律ではつきり国会の御審議を経てやるべきであるという御議論のほうが、むしろ勝つのじゃないかと思ひます。

○加瀬完君 政令はその法律のワクを離れるわけにはいかぬですよ。また、しかも法律の趣旨というものは政令では尊重するべきですよ。しかし、これは法律の趣旨からワク外になる問題なんですね。しかも、具体的事実としても、宮内庁がやれば宮内庁自身ができるものを、公団が肩がわりを

してつくるというふうな必要はないような内容なんですよ。そういうものを、法律の精神にはずれたような内容のものを政令として、しかもそれが一回限りというふうなものををつくるということ、これは結局農林省が負けたということなんです。農林省が閣議の、なんですか、空港を急いでつくらなければならぬというその決定事項というもののワクをはめられて、農林省がいよいよやがらそういう便法をとつたということが事実なんですよ。いずれにしても、もつと農林省も各省も、法律にはずれるような政令をつくるということには慎重な考慮を払つていただかなければならないと思うのです。農地法の目的をいまいろいろ御説明がありましてけれども、はずれていゝるでしよう。耕作者でも何でも、農民の生活の安定をする、地位の安定になるわけでもなければ、生活の確保になるわけでもないものを、宮内庁の御料牧場を公団が便法を用いてつくらなければならぬという理由はどこにもないわけですよ。これはまた午後時間をいただければ、重ねてもう少し追及をいたします。

○森中守義君 ちよつと今井総裁に資料を一つ、二つお願いしたい。

三里塚のカントリークラブ、これの総面積、それに対して公団として必要とする面積。それと、鑑定評価がすでに行なわれていて聞いているのですが、その鑑定書の写しなどがあればそれもいただきたい。評価額、それが一つ。

それからいま一つは、政府出資あるいは公団債総額、四十五年の予算約六百億と、実施計画ができておるならばその内容。

この二つのことはあとの質問に一つの中心になりますので、できるだけ早目に御提出をいただきたい。

○参考人(今井栄文君) いま森中先生から御要求のございました資料は、午後もし再開されますれば、それまでに用意して持参してまいりたいと思ひます。

ただ、四十五年度の実施計画は、現在大蔵省と

折衝中でございますして、計画自体としてはまだはつきり決定はいたしておりません。

○森中守義君 ちよつと乗つ取り事件で……。

局長、さっきの御報告で大体現状の認識はできましたが、大臣あるいは政務次官などお歴々が出ていって、けさテレビ等の解説によれば、一切は運輸大臣に一任をしている、こういうことを木村官房副長官がしきりに言っているわけですね。ところが、先ほどの十一時の段階では、依然として乗客はおろさない、学生自体は北に飛ばせ、こういうことで全く歩み寄りというよりも進展がないんですよ。そこで新聞の論調等もきのう、きょうあたりはだいぶ変わつていますよ。けさあたり、どなたでしたかね、航空専門家の御意見によれば、東洋的というのかあるいは日本的というのか、アプローチそれ自体が間違つてゐる、したがって、外交サイドあるいは政治サイドからこういう問題の処理に当たろうとしてゐること自体に航空問題に対する現実的な解決の方法を見失つてゐる、こういうかなり手きびしい意見が出てゐるんですよ。中にいる者あるいはその家族、いわんやわれわれといへどもほんとうに限界ですよ。それで、大臣が行かれる前にはむろん閣議あるいは運輸省の省議も行なわれたでしょうが、どういふつもりで行つてゐるんですか。また、へたをすれば、きょうはここのままそこにかん詰めですよ。どうするつもりです。それで、いろいろ私どもなりに得た情報もあります。板付を出たとき、あるいはその後の模様など、ここでそういうことを言うのがいいか悪いかかなり判断を必要としますから詳細に申し上げませんけれども、こゝはひとつ日本航空自体の判断、かなり専門家の立場からやっておりますから、私はやはり専門家の立場からやっております。日韓という二国間の問題や、あるいは北を入れた三国間の問題、アメリカを入れた四国間の問題、こういう外交的な問題で処理しようとしてもできないんじゃないですか。ですから、一見非常に丁寧に、中に乗つてゐる人は気の毒だ、何とか救ひ出さなければいかぬというように受け

取れるけれども、やっていることは逆に歯どめになっている、そういう気がしてしょうがないのです。いま航空局長にここまでエスカレートしてきたという問題をちよつと問ひかけたり、あるいは解決の方法どうだということも多少無理なような気がしますがね。これはひとつ私のみならず、与党あるいは野党という立場を離れた運輸委員会としての私は切なる願望だというように受け取ってもらってもいいんじゃないか、まことに遺憾ですが、そういうつもりで、午後もうちよつとそういう方向が一体どっちに向かうとするのか、あくまでも従来の方針どおり乗員、乗客はおろせ、それならば立たせようという、そういうことをさらに繰り返して説得を継続して行こうとするかどうか、あるいは北に、入れたまま飛ばそうというのか、JALあたりはそのほうがいいと言っているらしいんです。ちよつと分別がつかない。だんだん、これは時間の空費じゃないかというような気もする。中に百十何名いるのですから、そういうようなことを真剣に考えなければならぬのではないかと思ひますから、できるならば委員会再開の冒頭にでも、もう少し政府側の動きは那邊にあるのか、あるいは現地との調整はどこまでいっているのか、そういうかなり中身に入れるような報告をいただきたい。これは一つの要請として申し上げておきたいと思ひます。

○政府委員(手塚良成君) いまの御要請の内容は非常に高度の内容でございますので、いまここで休憩の時間をいただいた間に御納得のいくような内容を聞き出せるか、またそちらの方向への意見具申がどうなるかということを確認にはお約束できませんと思ひますけれども、まあ御方針なりお考えは十分われわれも考慮することでございますので、しかるべき方面に直ちに御要望をお伝えするということを申し上げたいと思ひます。

○委員長(温水三郎君) 暫時休憩いたします。

午後一時三十五分開会

○委員長(温水三郎君) ただいまから運輸委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案の質疑を行ないます。

手塚航空局長より発言を求められておりますので、これを許します。手塚航空局長。

○政府委員(手塚良成君) 午前中の会議の終わりに、森中先生よりの御質疑がございまして、金浦飛行場におけるいまの現状を、早急に人命を安全にするために飛び立つたらどうかという意味のアドバイスをいただいたわけで、帰りましてあらこちら、その後の情勢を二、三聞いてみました。その後の情勢といたしましては、けさほど途中でちよつと申し上げましたような運輸大臣の現地に於ける記者会見、それがまた二回行なわれたようで、そのときも大体同じような御意見を言っておられると、外務省筋からの正式な何らかの公電をと思つて尋ねましたけれども、それもいま来ていない。なおまた、関係官会議が催されたようですが、その間におきましても格別のことはなほ決定をされておらないというふうな状態でございます。なおやはりこういう状態から想定いたしますと、まだ説得につとめるというふうな状態に受け取れるわけでございます。ちよつとテレビで橋本大臣が言っておられるのを、また聞きでございます。またたけれども、犯人の連中がこまかい点で態度をやわらげておるように見受けられるので、現在の時点ではなほ飛行を考えていない、というふうなことを現地で運輸大臣は言っておられるようです。なお、先ほどの予算委員会、外務大臣もこれに関連したようなお話をされておられるようでございますが、そういったような状態で、いまのところまだ確定したものはないようでございます。先生のおっしゃいますような線で、私どもとしていまし得ることは、ちよつと時間も短かつたものですから、あまりいろいろ走り回るわけにもまいりません。一般的な情報として見ましたところ、午前中申し上げたような線とあまり大差がないという動きだけを感じてここに参つたのです。

○森中守義君 これは先日來事が事だけにあまり議論を委員会としては深めることなく、事態の推移を半ば期待を持ちながら見守つてきたのですけれども、しかし、こままでくると、なるほど問題が問題なので、通例の行政問題を議論するようなわけにもいかぬことだけは、われわれもわかつておる。しかし、この状態をいくと、ほんとうにこれはだめだ、こういう結論になるのじゃないかと思ふのです。たとえば日航がキャプテンのチェンジを要求しておる、こういう話にも相当時間がかかります。したがって、いままでの推移をずっと見ておると、どちらかが譲歩しなければどうにもならぬ。それで昨晩——今朝あたりでも、ことばがやわらいできたから少し気分が変わつてきたのじゃないかと、そういう角度から見えていくということ自体がちよつと私は問題をあまりにも軽んじているのじゃないかという気がするのです。そういう問題じゃないかと思うのです。そこで、ここのところのこの議論を深めていくということは避けたいと思ふのですけれども、ひとつ委員長のほうで、航空局長に、ちよつと舞台がほかのほうに移つておりますから無理なので、官房長官をこへ呼んでもらいます。やっぱりこれはこの委員会としても、予算は予算でやり、内閣は内閣でやるでしょうけれども、航空問題を主管する委員会として、ただ状況の説明を求める、事態の推移を見守るといふだけでは私は済まぬと思ふ。そういう意味で、委員会の開会中にでも官房長官をひとつ呼んでほしい。それで官房長官を相手に話をいたしましょう。ひとつ理事会で検討していただきたいと思ひます。

○委員長(温水三郎君) 官房長官に都合を聞き合せてみます。

○森中守義君 極力呼んでほしい。すぐ来るなら待つてゐる。

○委員長(温水三郎君) 速記をとめて。

○委員長(温水三郎君) 速記を起こして。

○加瀬完君 午前中に引き続き若干質問を重ねます。

国と公団との契約内容について伺ひますが、先ほどから出されておられます問題点が公団総裁、農地局長、大蔵省国有財産第二課長のいままでの説明を承りますと、こういうことに了解してよろしゅうございませう。

今井総裁——交換契約自体によつて、公団がすでに所有権を取得したわけではありませぬ。農民に対する代替地は、直接公団が取得したいわば請求権といひますか、そういうものに基づいて敷地内の県有地と直接交換をしていただく形をとりたい、かように考えております。国有財産売却及び購入契約書「四十四年三月三十一日、この売り払い物件の所有権の移転を請求する地位を有する丙、丙の請求により、その物件にかかる所有権を丙が乙の同意を得て指定する者に移転することができ、指定する者というのは千葉県という意味です。

中野農地局長、公団が農地を取得できませんので、公団が乙である関東財務局の同意を得て、指定する者に移転するということになつております。その移転する先が、これは県がまとめて代替地を造成するというので、県が農地を取得するわけです。

市川理財局国有財産第二課長——四十四年五月八日衆議院の内閣委員会、土地の所有権は、契約によつて、農地法上の一定の条件が成就した時点において公団側に移転するというに決定しています。農地法上の条件には二つあります。一つは、所有権を移転することを農地局で許可する。第二は、その許可がとれなかつたとき、契約上所有権を公団あるいは公団の指定する第三者、この場合は県であります、県に直接移転する。そのことを公団側は国側に請求する権利を持つてゐる。その権利を、契約によつて公団側に付与したということです。したがって、右の二つのいずれかが成立するときに所有権が国から離れて、第一の場合は公団に、第二の場合は県に移転するこ

とになります。

○加瀬完君 大蔵省は農地法上の一定の条件が成立した時点において公団側に移転するとして、その条件を二つあげておられます。所有権移転を農地局で許可する場合、許可がとれないときは、県に所有権を直接移転することを公団が国側に請求する権利を持つ、その権利によりまして所有権が国から県に移転する場合、この契約はそのあとのほうで、許可がとれないので県に所有権を直接移転することを公団が国側に請求する形式をとったわけですね。

○説明員(市川廣太郎君) 契約上は二つのことが可能なように規定されております。実行上は先生おっしゃるよう後段の形で、方式で実行されたということでございます。

○加瀬完君 ですから、本契約は、その権利を公団側に付与したという形で行なわれたわけですね。農地局は本契約の農地の所有権移転は許可できないと先ほどから御説明しておいたわけですから、どうしてもあとのほうの方法をとらざるを得なかったということになるわけですね。そうすると、本契約は第三者の千葉県に権利を与える契約ということになりますね。

○説明員(市川廣太郎君) 私どもは公団にそのような権利を与えたわけございまして、千葉県にこの契約によりまして権利を与えたわけではございません。

○加瀬完君 そうすると、契約の九条五項では、

丙の指定する者に、とありますね。「乙は、第一項の売却物件の所有権の移転を請求する地位を有する丙の請求により、その物件に係る所有権を丙が乙の同意を経て指定する者に移転することができ、」こうありますね。

六項では「第一項の部分売却物件に係る土地については、丙は、別に乙の定めるところに従い、前項の規定により丙が乙の同意を経て指定する者をして、これを農地又は採草放牧地として使用する者に処分させるよう措置しなければならない。」こうありますね。そうすると、六項では、所有権移転による丁に義務を負わせていることになりまして、そう認めてよろしいですか、これは法制局に伺います。

○政府委員(角田礼次郎君) そのお読みになりましたとおり、そのとおりだと思います。

○加瀬完君 そこで、この第九条六項の「これを農地又は採草放牧地として使用する者に処分させるよう措置しなければならない。」この該当者を千葉県と読みかえることもできますか。

○政府委員(角田礼次郎君) 契約の解釈の問題です。すなわち、むしろ大蔵省なりのほうから御答弁申し上げたほうがいいと思いますが、これはおそらくその辺に多少含みという言い方が適当じゃないかもしませんが、「使用する者に処分させるよう措置しなければならない。」ということであって、やはり直接その県をこの契約の当事者として出すわけにいかないために、公団の義務として、つまり丙というのは公団だと思いますが、公団が国の同意を経て指定する者、この現に使用する者に処分させるよう措置しなければならないのですから、義務者としては、主体としては丙で、直接に県は出てこないというように解されます。ただし、これは法律の条文として読んだ場合の解釈で、契約当事者の意思はむしろ大蔵省のほうからお答え願ったほうがよろしいかと思えます。

○説明員(市川廣太郎君) 第六項は、県がこれを農地または採草放牧地として使用する農民にこの物件を処分するように、そのように丙、つまり公

団は措置しなければならない、こういう規定でございます。

○加瀬完君 いま大蔵省の御説明のようにこれ読めますか、法制局。

○政府委員(角田礼次郎君) そのとおりのように読めます。私が先ほど申し上げたのもそういう意味でございます。

○加瀬完君 そう読めますかね。「農地又は採草放牧地として使用する者に処分させるよう措置しなければならない。」の「農地又は採草放牧地として使用する者」は農民ということですか、そうすると。

○政府委員(角田礼次郎君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 この契約では、先ほどから、九条によりまして県に所有権を移転させるのだという御説明が大蔵省からあったわけですね。そうなると、農民にやるといふなら話はわかりませんが、農民にやるといふ公団がやるかという問題は別としても、これは農民にやるといふことではなくて、一応県にやるといふことになるわけですね。そうすると、いま読んだ条文とはちよつとそのままイコールにならないんじゃないですか。

○政府委員(角田礼次郎君) ちよつと六項の意味でございますけれども、六項の意味は、直接その県をこの契約の当事者として義務づけることは、初めから契約の当事者になっていないわけですからできないわけですね。そこで、おそらく非常に苦心したのだらうと思えますけれども、前項の規定によつて公団が乙の同意を経て指定する者、つまり県でございます、その県が農地なり採草放牧地として使用する者、そういう農民に処分させるように丙は措置をしなければならないという、そういうことを丙に義務づけて、それを五項と合わせて読んで、結局実体的には県が農民に代替地として提供しますというのですか、最終的にはそういう形になるようにしたのだらうと思えます。

○加瀬完君 その点はわかりました。

それでは、本契約におきましては、具体的には千葉県、この文言からいえば丁の位置がきわめて重大ということになりますね。換言すれば九条の四項、五項、六項がなければ契約の目的は達せられないということになりますので、この規定がなければこの三者は契約しなかつたも同じことになりまして、そうなつてまいりますと、丁の位置が契約の成立を左右するといつても過言ではなくなりまして、そう読んでもよろしいうございませうか。

○政府委員(角田礼次郎君) 法律的には丁つまり県はここにあらわれておりませんから、まさにそのとおりだと思います。ただ、そういうことが実態上、何といひますか、話がついてゐる。それを確保するために、何か県というものをこの契約の中に引きずり込みたいという気持ちは、おそらく先ほどいろいろな方式で大蔵省のほうで説明しておられましたけれども、そういう考え方もあったと思ひます。あつたけれども、いろいろな事情でこれは三者契約になりました、県を引きずり込むことができなかったのだらうと思ひます。そこで何か県との間のそういう実態的な話し合いというものを前提として県がそういう農民に代替地として提供するのだという仕組みというものをこの契約の中にあらわしたい、こういうことで非常に御指摘のようにむずかしい仕組みになっているのだと思ひます。

○委員長(温水三郎君) ただいま井出運輸大臣臨時代理が見えしたので、質疑の途中ではございしますが、自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣(井出太郎君) ただいま議題となりました自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

最近におけるモータリゼーションの進展による自動車の普及は著しいものがあり、昭和四十四年末の車両数は千六百七十七万両に達し、これととも

に自動車による交通事故の発生も年々増加の一途をたどり、昭和四十四年には死傷者は実に九十八万三千人に及ぶという憂慮すべき事態に立ち至っております。

自動車事故による被害者につきましては、すでに自動車損害賠償保障法によってこれを救済する方途を講じているのでありますが、本制度も発足以来十四年を経過しており、社会情勢の変化により再検討の必要が生じております。

自動車損害賠償責任保険審議会におきましても昭和四十四年十月七日及び同三十一日の答申において、制度改善についての方向づけを行なっております。

これらの情勢にかんがみまして、政府としましては、関係方面の意見の調整をはかりつつ、制度の改善につき鋭意検討を進めてまいりました結果、本法律案におきまして、次の諸点について規定を整備することにいたしました次第であります。

第一は、被害者救済の充実、自動車保有者の社会的責任の拡充等の見地から、自家保障制度を廃止しますとともに、国その他の適用除外の範囲を縮小することであります。

第二は、責任保険が最低保障の確保を目的とするものであること等にかんがみまして、休業による損害にかかわる保険金等の支払いについて限度を設けることができるようにすることであります。

第三は、事故車と無事故車との間の保険料負担の公平に資するため、自動車の運行によって他人を死亡させたときは、保険契約者に追加保険料を支払う義務を負わせることであります。

第四は、農業協同組合等が行なう責任共済につきましても、本制度の円滑かつ適正な運営を期するとともに、本制度の社会保険的性格にかんがみ、責任保険について国が再保険しているのと同様に国がその六割を保険することであります。

第五は、責任保険が強制保険であるという性格にかんがみまして、一両の自動車について重複する二以上の責任保険の契約が締結されている場合

であつても支払われる保険金は一契約分と同様とすることであります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(温水三郎君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(温水三郎君) それでは再び公団法の質疑を行ないます。

○加瀬完君 そうすると、法制局に伺いますが、これは第三者のためにする契約ということになりますね。

○政府委員(角田礼次郎君) これは第三者のためにする契約という普通の概念から申しますと、ちよつと第三者である県というのが表面に出てきてないわけですが、かつ、県が利益を受けるのか、あるいは権利義務の主体になるのか、そういうことが直接の契約の上では必ずしも出ておりませんから、普通の意味で当然にこれが第三者のためにする契約と解すべきかどうか、ちよつと私は疑問に思います。しかし、常識的にいへば、まさにおっしゃられるとおりだと思ひます。

○加瀬完君 これは二重契約しているわけですね。公団と県が契約をして、その契約に基づいて甲乙丙がまた契約をしたと、事実そうなっているかどうかわかりませんが、形式的にはそういう形になるわけですね。

もう一回申しますと、公団と県に事前に契約があつて、それを前提として宮内庁と大蔵省と公団の間で、ここでいへば甲乙丙でありますが、丙と丁の契約というものを前提として甲乙丙の契約が締結された、そういう形式になろうと思ひますね。ですから、第三者のためにする契約という形式は整つてないかもしれないけれども、内容としては第三者のためにする契約という内容を含んでいることは、これは認められますね。この点どうでしょうか。

○政府委員(角田礼次郎君) 契約書の解釈の問題でありますから、これはいろいろ考え方があり得ると思ひますけれども、事前に県と公団との間に話し合いが事実あつたかどうかそれは知りませんが、けれども、公団と県の間で、例の県有林と代替農地に当てられるべき部分との交換といひますか、それを頭の中に前提としてこの三者が契約を結んだことは事実だと思ひます。また、それを、そうでなくては困るのでわざわざ六項のような規定を置いた。しかし、六項では直接県を引っぱり出すわけにいきませんので、公団の義務として、公団としてはそういう措置をしなければならぬ。言いかえれば、はつきり言ひますと、あとで県と契約を結んで――あとでというのには正確かもしれないけれども、県との間で、県有林との交換によって代替農地を県に渡す、こういうことをやはり事実としては含んでいるということとは先生のおっしゃる通りであると思ひます。

○加瀬完君 大蔵省に伺ひますが、公団でもけつこうですが、本契約は民法の五百三十七条によつたものでしょうか。

○説明員(市川廣太郎君) 第三者のためにする契約といふことで締結をしたわけではございませぬ。

○加瀬完君 すると、本契約における債務者は国ですか、公団ですか。

○説明員(市川廣太郎君) この契約は、国有財産の売り払いそれから購入と、二つのことを内容として含んでおります契約でございます。国有財産の購入について申しますれば、購入する者は甲、すなわち宮内庁であり、それを購入に対応するわけですから、売却する者は新東京国際空港公団でございます。それから売り払いにつきましては、この物件を売り払う者は関東財務局長、つまり乙であり、売り払いを受ける者は公団でございます。

○加瀬完君 しかし、この契約は売り払う者と買い取る者の間の契約だけではないわけですね。具体的に申し上げるならば、新東京国際空港公団が

国有財産を買取つて、しかしその中には農地もあつて、完全な所有権の取得ができないので、千葉県という第三者に対して県有地と交換をさせるという請求権を持つと、こういうことになるわけですね。ですから、乙と丙だけの関係ではなくて、丁というものがどうしたつて前提になつてくるわけですね。この契約の内容は、そうすれば、これは五百三十七条に従わなければならぬといひますが、丁というものを除いてこの契約成立しないのですから。

○政府委員(角田礼次郎君) 法律問題に就いておりますので私から申し上げますが、先ほど私は、実質的には県の、第三者のためにする契約と常識的には言い得るだろうと申し上げましたけれども、法律的にはそう言えないと申し上げましたのは、公団は国に対してこの物件を県に渡すという請求権は持つております。しかし、県は第三者として当然にこの契約自体からは、おれによこせという契約上の権利義務を持つてないわけでありまして、そこで、第三者のためにする契約であれば、当然第三者である県はその当事者に対して、あの土地を、代替農地になる部分をおれによこせという法律上の権利を持つていないはずであります。しかしこの契約のどこを見てもそれらしきものはございませぬ。むしろそれは、これは別のやり方で千葉県と空港公団との間のほうの契約で、かわりに交換するときにあの代替農地の部分はおれによこせ、敷地内の県有林はあなたに渡すと、こういうことで権利義務が発生している。公団と宮内庁と大蔵省との間の最初の、いま問題になつております契約では、県というものは指定する者としてあらわれておりますけれども、県自体に何ら権利を与えてない、そういう与えていないような条文が見当たらないので、私は第三者のためにする契約とは法律上厳密には言えないのじやなからうかと申し上げておるわけでありまして。

○加瀬完君 そのとおりだと思ひます。だからおかしい。第三者に対する契約であれば、県が当然直接権利を取得する、県に直接権利を取得させ

る旨の合意が成立要件になりますね。そういうものは別にないわけですね。内容としてはあつても形式の上にはない。そうであるにかかわらず、しかしこの契約では、これは第三者のためにする契約といひますか、内容といひますか、そういう具体的事実といひますか、第三者のためにする契約の内容をそのまま備えておる。しかしながら、第三者のためにする契約の前提条件といひものは別にない。そうなるべくと、これはまあ具体的に千葉県が引き受けるということだからいひようなもの、千葉県が引き受けなければならぬ義務はどこにもないわけですから、そうすると、契約としては非常に不確実なものだということになりますか、甲、乙、丙の間の。甲と乙と丙の間の関係はかまいませんわね。しかし、乙と丙と、もう一つの丁といひものが想定されるわけですから、どこにもないわけですから、それがこの九条の内容のとおり行ない得るか行ない得ないかということとは非常に不確実なものです。この契約そのものが非常に不確実なものです。そういう契約を一体公益法人が、まして国が結んでよろしいかという、これは行政上の適、不適の問題が私は当然出てくる。この点はどうでしょう、法律的に見て。

○政府委員(角田礼次郎君) どうも法律論としては、法規に違反しない限り契約はこれではできるといひますから、それが確実であるかどうかわかりませんが、やはり契約当事者の間の意思といひますか、周囲の条件その他から判断すべきものであつて、確かに御指摘のように、県といひものは権利もございませぬし義務もないといひまされば、まさにそのとおりでございませぬ。ただ、その周囲の条件あるいは三者が県との間の事実上のいろいろな合意といひものをバックにして、おそらくこれは確実に履行されるということをお前提として契約が結ばれたらと思ひます。

○加瀬完君 ですから、法律的形式解釈としてはそのとおりだと思ひます。しかし、これが私的に結ばれたものならば、契約が合法である限り

は合法だということになりますけれども、公益法人や国の間で結ばれたものだとすると、一体そんな不確かな条件の中で契約をすることがはたして妥当かどうか。私は違法とはいひませぬよ、妥当かどうかという問題が行政的な問題として残るのではないか、こういう私は意見を持てているわけですね。そこで、本契約は、第三者たる県に直接権利を取得させる旨の合意を含んでいるとは読み取れません。

○政府委員(角田礼次郎君) この契約の上では、国なり公団が義務を負うという形になっております。その反射的に県がそこに引っぱり出されていくことは、引用されていることは事実であります。しかし、この契約から直ちに県が第三者として権利を持ったりあるいは義務を負ったりするようには、私は、この契約の解釈からは出てこないような気がいたします。

○加瀬完君 「第一項の部分売却物件に係る土地については、丙は、別に乙の定めるところに従い、前項の規定により丙が乙の同意を経て指定する者をして、これを」云々とありますね、「指定する者」といふ「者」が当然これはなければ、特に農地でありますから権利の移譲関係といひものは成立しないわけですね。そうすれば、第三者といひものが前提になつておるとこの条文の中でも読み取れません。

○政府委員(角田礼次郎君) 条文の中から、第三者である県が前提になつておるといふことは、これは御指摘のとおりだと思ひます。ただ、五項を見ますと、「乙は、」つまり国は「第一項の売却物件の所有権の移転を請求する地位を有する」つまり公団が請求した場合に「その物件に係る所有権を丙」つまり公団が「乙」国の「同意を経て指定する者に移転することができ」といふ、そういうものが国の権能という形で書いてあるだけあります。逆に、第三者である県は当然そういう移転を請求する権利を持つておるといふ書き方をしているわけですね。現に契約当事者が甲、乙、丙だけで、丁、丁と申しますか、県は一つも

出てこない。それではまだ心配だといふので、この六項といひものがさらに出てきて、その場合に県はそれを代替農地として取得、つまり使つてもらいたい。しかし、これも県は契約当事者でありませんから、県は必ずそれを農民に分配しないといひ書けないわけですね。そこでこういう苦心をしたんだらうと先ほど来申し上げたわけですね。

○加瀬完君 そこで問題が出てくるわけですね。一番最初に私が尋ねましたように、大蔵省としても、農地の取得権を公団が持つといふことが一つの条件です。持てない、そういう場合には、農地を取得できる県に肩がわりをさせるという二段がまえにしているわけですね。そうすると、ほんとうはこの契約の中に正式に丁として県が出てくるなり、あるいはこの契約を出す前提として形式的にきちんと丁と丙との契約ができておればいいんですけれども、できておらないわけですね。いまのあなたの御説明のようにいたしますと、五項にしても六項にしても「指定する者」といふ「者」がない場合は、この契約は成立しないわけですね、九十七ヘクタールの農地に關しては。そういうことになりましよう。これはお認めになりますか。

○政府委員(角田礼次郎君) 指定する者がない場合といひものはどういふ意味なのか、指定は公団が国の同意を受けさえすれば一方的に指定できるといふ意味では、指定する者がないはずはないわけですね。ただ、その指定する者のほうがいやだといひますか、そういう、実際に今度は移転することができるといひても、おれのほうはもらわないといひ言えだめなわけですね、そういうものをもし先生がいない場合といひふうにおつしやるならば、まさにそのとおりだと思ひます。

○加瀬完君 だからこれは午前中に申し上げましたとおり、事前に契約がきちんと丙と丁の間に結ばれておらなければ、千葉県がかりに要りませんといひ言われた場合は、この契約どうなるかという問題が出てくる。それはまあこの前に申しましたから、ここでは

省きまして、とにかく農地は、九十七ヘクタールに關する農地は公団は取得できない。したがつて、所有権も確保できないので、ただそこにあるものは請求権だけである。請求権で指定するものもないといふことになれば、これはこの契約といひものは非常に不確かなものになる。したがひまして、形式はどうであらうと、内容としては第三者の存在といひものがなければ、これは契約の効果といひものはあがらないわけですね。そうなるべくと、どうしたつて丙と丁との契約といひものが問題になつてきざるを得ない。そこで、この契約書の三月三十一日の時点において公団と千葉県との間における契約はできておりましたか。

○参考人(今井栄文君) 協定書あるいは契約書といひ形ではございませぬが、県知事から正式な公文書をもつて、敷地内の県有地と御料牧場の残地とを交換したいといひことで、財務局あるいは大蔵省の關係当局にお願いしてほしいといひ明確な意思表示が公文書で参つております。これを受けてこつた契約書がだんだんでき上がつてきた、こういうふうな考へております。ですから、したがひまして、先生の御心配になるような、指定する者がなくなるといふふうなことは、県と私どもとの關係においては、その合意を前提としてつづつたわけではございませぬので、私どもはそういう心配はしなかつたわけですね。

○加瀬完君 それはまあ解釈の問題であります。一体、交換をしたいといひ知事意思表示が盛られた公文書だけで契約の前提としてよろしいものか、公文書が出たからといひてこれ必ずしも受け入れをしなければならぬといひ義務といひことには、政治的には義務はあつたつて法律的な義務といひことにはならないでしうからね。なぜ一体この契約の前にきちんと公団と県との契約が結ばれなかつたのかどうか、結ぶ必要がないといひうことにならないとして、公文書だけでこれ譲渡するわけにいかないでしうから、いずれも契約するわけではしう、その間の事情はどういふことなんですか。

○参考人(今井栄文君) 私は段取りといたしましては、むしろ県から御料牧場の残地というものを代替地として造成したいからほしいという意思表示があつて、それからその意思表示に基づいて、公団としては大蔵省にお願いして、その残地を、一応これは農地は持てないことは先生御指摘のとおりでございますけれども、一応公団がその財産権を処分して得る権能をいただいて、その以前にあつた県知事の意思表示にお答えするというところでこういう契約は結んだ、それからこの契約に基づいて正式に県とわれわれとの間でそれぞれの用地に交換契約を結ぶ、これが順序ではないか、ですから、その順序どおりやつたというふうに私は考へております。

○加瀬完君 何も公団が中に入る必要はないでしょう。県にそういう意思表示があれば、県が国に対して敷地の中にある県有地と外にある国有地を代替地に提供したいので交換してもらいたいという手続を踏めばいいわけでしょう。公団のかわるところではありませぬね。公共団体と国の間で、公団と何ら異なるところはなないわけです。

○説明員(市川廣太郎君) 私ども一応は県に直接売り払いをいたすということも考へてみたわけでございますが、県のほうから、買うということになりまると、予算措置を至急に講じなければいかぬという問題が出てきて、その段階では不可能である、かんべんしてほしいという意思表示がありましたので、県を直接契約の対象にすることはやめたわけでございます。そういう経緯がございます。

○加瀬完君 いや買収するわけじゃない、交換するわけですから、事実上は交換しているのではありません。旧下総御料牧場の敷地、空港敷地の外側の九十七町歩というものと、空港敷地の中の百町歩というものは交換しているわけでしょう、県と国が。ただ、いまは公団というワンクッションおいて交換しているわけですね。そんなむだなことしなくたって、県が必要で、県に依頼をされて公団

がいまのような契約をつくつたというなら、そんな必要ないじゃないか、大蔵省と千葉県の間で交換すればいいじゃないですか。

○説明員(市川廣太郎君) 先生のおっしゃいます方法でかりに県と国が交換したということになりますと、国が県有林を交換で受けまして、受けたものを後日公団に対して出資しなければいけないという形になります。

○加瀬完君 同じことでしょう。

○説明員(市川廣太郎君) で、出資するために交換を行なうという形になりますので、交換は先生御承知のように、国有財産法二十七条によりまして、国または地方公共団体におきまして、公共用、公用に供する場合でなければやめてはいかぬということになっております。出資のための交換ということになりまると、いまの条項に該当するかどうかが疑問なしとしないということで、その方法はとらなかつたということでございます。

○加瀬完君 公団がほしいのは空港予定地のいわゆる敷地の中の土地なんですよ。そうでしょう。その中に百町歩弱県有地があるわけだ。これも当然空港の敷地になるわけだから、公団はほしい。いま問題になっている九十七町歩というのは敷地の外なんです。それで公団は敷地の外を取つて、それから今度は敷地の中の県有地と交換をするという方法をとつていられるわけですね。そういうことであるならば、その他国が二百七十何ヘクタールが現物出費しているわけだから、現物出費している中の九十七町歩でも何でも、その面積を公団にやつて、それを高根沢の御料牧場につくつた二十二億に見合うものとして、それはそれでつきりさしておいて、国のほうの意思で空港敷地のために県有地を要するんだから、この県有地の百町歩は国のほうによこせ、そのかわり千葉県のほうには外側で敷地としては要らない九十七町歩の国有地をやるという形をとつたほうがすっきりしていい。手数も省けるのじゃないですか。結局千葉県がそういう方法をきらつたのは、そうすると、竹やぶは竹やぶとして評価される百町歩、

外の土地はいい土地だから等価交換で、九十七町歩と百町歩を等価交換というわけにはいかない。国のことだからうんと値切るだろう。そうすれば、損する。だから、公団はワンクッションおいて、持つて回つたような形をとつて等価交換ということをやつた。そういうことで国有財産というものがいくらくらいに扱われては困るのです。九十七町歩のところのほうははるかに地味がいいのだから。そこは竹やぶですよ。だから、開墾したくても全然地味が悪くておつてどうにもならぬから、竹やぶのまま放置されておつた。そういうところと地味の肥えているところを等価交換なんというばかなことをやる、一つのからくりは公団が使われている。県はそれで得しているのですよ。公団も県に顔を立てたことになるでしょう。しかし、一方何にも手当てされないその農地を取られる農民から見れば、何をやっていられるのだ、国と県と公団がぐるになってまえたのかつてなことをやつている。おれたちのほうはどうしてくれるんだという不平が当然出てきますよ。あなたの方のやつていることは、空港促進のために便法を考へたつもりだけれども、空港を遅滞させている一つの感情的原因をつくつていっていることになっている。それは行政的なことだから、大蔵省にとやかく言うわけにまいりません。あなたの御説明からしても、県有地と国有地を取りかえられないということはおかしいのです。空港の直接用地でもないところを二十二億に見合うものとして提供したというこのほうがおかしい。公団は要らないのですよ。空港の外九十七町歩は飛行場をつくるわけでも、公団住宅をつくるわけでも何でもないので。その内容を何で一体二十二億の見合ひの内容としなければならぬか、対象にしなければならぬか。おかしいですよ。そもそもおかしいことをもとにしていろいろ契約をつくるから、それは専門家のつくることですから、形式的には違法じゃないですよ。しかし内容から考えれば、どう考へたつて筋の通らないことになりま

すよ。

そこで、あらためてまた聞きますけれども、九十七ヘクタールの所有権は公団には帰属しないということは、これは認めていますね。この丙の請求権というのだけ認めているわけだけれども、所有権もないところに、さつきおっしゃつたように十一億四千九百万というのに見合う請求権というものを与えているということは、これはどういうことですか。私どもはしるうとだからわからぬ。売買価格といいますが、土地価格が十一億四千九百万。だけれども、土地として売れる権利というものは、公団は外側の九十七町歩についてはないわけですよ。しかし、この請求権があるから、これを県にやる、だれにやれという請求権を保有したわけですね。だから、二十二億というもののうち十一億四千九百万というものはこの請求権だということになる、算術計算すると。国有財産の処理の上で請求権を十一億四千九百万に評価するということは、どういう算定によつてそういう評価になつたのか、そこは少し詳しく説明していただかないと、どう考へても私にはのみ込みない、お願いをいたします。

○森中守義君 議事進行。

○委員長(温水三郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(温水三郎君) 速記をつけて。

○説明員(市川廣太郎君) 土地の所有権自体の評価とその土地を支配する請求権の評価と同じに見ているのはおかしいかという質問だつたと思ひますが、私どもがその場合に債務者側でございます。相手方である公団から見ますれば非常にこれは信用のある相手方である、必ず約束は守つてくれるはずだという立場にあるわけでございますから、私どもとしては所有権と請求権とこの場合は同じ評価額になつてもいいはずだと考へ、そのように公団側に主張をし、公団側はそれをしていただきました。そういう実態がございますので評価額は同じになつておるといふことでございます。

それから、けさほど来御説明しておりましたこ

とで、ことば足らずのために先生に誤解を与えてしまった点がありますので、おわびがたがた補足的に御説明させていただきますと、この契約の九条の特則によりまして、これに該当する土地の数量は九十七・六ヘクタールでございます。しかし、この中の全部が農地法の適用のある土地ではございません。農地法の適用がありますのは二十ヘクタール程度でございます。そのものにつきましてそういう請求権という問題は起こってこない。そのほかのものにつきましては請求権がございませう。こういう状態でございまして、御理解をいただきたいと思ひます。

○加瀬完君 そうすると、その農地として請求権のみしか保有できないものは大体二十ヘクタール程度ということですね。それにしても、この辺の請求権は何によって生ずるのですか。

○説明員(市川廣太郎君) 本契約によって生ずるわけでございます。

○加瀬完君 契約によって生ずるわけですから、その契約によって生ずる根拠は何ですか。

○説明員(市川廣太郎君) 契約を締結いたしましたように、農地法上の特例措置を講ずるという可能性もなくはなかった。しかし、それは一〇〇%確実ということではなくて、結果的には不可能になったわけでございますけれども、そういう可能性もございまして、それが可能な場合には所有権がそのまま公団に移る、それから不可能な場合には請求権が移るということに法律的にはなっています。そのように、契約上第九条の第四項と第五項に特別に規定しているわけでございます。

○加瀬完君 それにしても、売り払い物件百七十三ヘクタールということでは、これは正しくありません。あなたの御説明によれば、少なくともこの中の二十ヘクタールというものは売り払うことのできないものも入っているわけですね。

○説明員(市川廣太郎君) 可能性をいたしましては、売り払うこともできる場合があるということとで契約いたしましたわけでございますので、間違っているということにはならないかと思ひます。

○加瀬完君 そういう可能性はあっても、可能性がなくなったわけでしょう。そうすれば、これは正しくないということになりませんか。

○説明員(市川廣太郎君) 私は、契約締結時点におきましての判断を申し上げているわけでございます。その後、契約締結後に、先ほど申し上げました可能性がなくなったということとございまして、契約の第二条の書き方といたしましては、間違っているといふことが申し上げたわけでございます。

○加瀬完君 農地法上取得できない二十町歩というものを、二十ヘクタールというものを売り払いをするという前提で契約が結ばれているでしよう。正しく言うならば、二十ヘクタールを減らしたもので、農地だけを売ったものを減らしたとして書くべきです。なぜならば、その当時、農地法は改正されておられないわけですから、それならば、その当時の現行法の規定にしたがって契約するのが当然でしよう。そういう点が非常にあいまいです。この点は、どうですか。

○説明員(市川廣太郎君) あいまいであることは確かだと思ひますが、契約を締結いたしました当事者同士の間では、あいまいではなかった、はっきりと意思の合意があったということとございまして。

○加瀬完君 その意思の合意はあったでしょう。しかし、それは農地法をほおかりして通そうという前提の意思の合意です。そういうことを公益法人がやってよろしいか、国がやってよろしいかという問題をさつきから言っているわけですね。

そこで、先ほども申し述べましたけれども、私契約の原則をそのまま公契約に適用することに矛盾があるわけですね。これは、私契約の契約ですよ。しかし、公益法人としての契約とすれば、やっぱり若干当を得ない点を認めざるを得ないと思ひ、農地法に違反しているのですから、少なくとも

も契約内容の一部……。そこで、営利法人と公益法人の権利能力は、法的にどう区別されているという前提に公団も大蔵省もお立ちになったのですか。同じだと思ひたのですか。

○参考人(今井栄文君) 権利能力という点において営利法人あるいはまた公益法人というものについて、考え方、明確に区別して売り払い契約を結んだわけではございませんし、それからまた新空港建設という仕事を内容とする法人格を持つ公団といたしましては、空港をつくるということが最も大きな使命でございまして、それからそれに付帯しまして、敷地の中の方々の行く場所もさがさなければならぬということ、この契約につきましましては、むしろ私どものほうからお願いをいたしまして、県知事の先ほどの要請もございまして、お願いしてつくっていただいたものですが、問題は、形式の問題よりは、むしろ私どもとしては、先生の一番懸念される農民に対するその後の生活の安定、あるいは生計の確保というふうな面での考え方が最も強かったわけですね。ですから、代替地を何として、国有団地百町歩ほどは代替地に当てたいというところで県有地との交換ということをお願いいたしましたわけでございます。したがって、先ほどから先生は、この御料牧場団地を取得するという点について県希望ありやなしやというふうな点も若干論及されましたけれども、県自体としても何ら得になるわけではないので、私どもと同じように、空港建設を進めていく上において、敷地内住民を何としても外に移らせるような代替地をつくらなければならないという点とありまして、閣議決定の中でもって国自体が代替地を確保するということをはっきり約束しておりますし、したがって、県が代替地を取得し造成したことは間違いないと思ひますが、公団自体は、県の代替地の取得、造成に要した事務費というものは、県に全部公団が支払いをいたしておるわけでございます。私の記憶では、いままで総額約千二百万円程度だったと思ひますけれども、むしろ国にかわつてと申しますか、空港建設のために必要な農民の移転先である

代替地の造成ということは、公団側としても最大の関心事であります。したがって、代替地造成というものは県と公団とが協力してやるということで、実態はきつておるわけでございます。それで、公団がこの契約によって所有権を県に移転するための請求権といふものか、一種の財産権でございませうけれども、こういうものをいいたいた、こういうことでございまして、実態的には、先生のおっしゃる農民の生活の確保あるいは生活の安定というものを主眼にして考えられたものです。したがって、いわゆる営利法人の営利追求ということではなくして、私どもとしてはあくまでも公的な、公の立場で今日まで来ているという点を御了解願ひたいと思ひます。

○加瀬完君 幾つか問題がお答えの中にあるわけですね。空港をつくるために公団が推進するというのは、だから、法律、命令がどういふことであるろうともそれは適当に解釈していいんだと、あるいは違法を行なつてもいいんだということにもこれは当然ありません。御指摘のとおり、代替地は国が責任を持って行なうべきこととす。公団は、空港をつくる事務というものは専管事項ではありませうけれども、代替地をつくらなければならない義務も権能もないわけですね。しかしながら、代替地がなければ空港の敷地は獲得できない。そうすれば国が責任を持って代替地の対策は立てるべきだ。県がやるべきものでもない。県はあくまでも協力なんです。ところが、今井さんをかばうわけじゃないですけれども、空港建設に関する一切がつかい全部公団に国は押しつけているわけですね。それをいい気になって、できもしないのに公団はみんな引き受けたような感じがするから、こんなつじつまの合わないような結果を呈するようになると思ひます。今後、公団のやる仕事と国がやらなければならない仕事というのを区切りをきちんとつけて、それぞれの責任を明確にしてもらわなければ困ると思ひます。あなたの方の今度おやりになったこの契約というのが非常に

あいまいだと、私契約で許されるからといって、私契約そのまゝのようなことをやっているように私には思われるわけですが、そこで法制局に伺いますけれども、こういうふうな解釈をしてはいけないわけですか。公益法人は権利能力をきわめて厳格に限定しておられるものと、こういうたてまえであるというように解釈してはいけませんか。

○委員長(温水三郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、渡辺一太郎君が委員を辞任され、その補欠として山下春江君が選任されました。

○政府委員(角田礼次郎君) 法人にはそれぞれ根拠となる法律がございます。民法の公益法人もございまして、商法の株式会社もございまして、特殊法人、いわゆる公団のような公団法に基づく法人もございまして、それぞれの法律で目的があり、また業務内容は定款で定めるとあるいは法律で定めるということになっているわけですね。特殊法人の場合は、先ほど来問題になっておりますように、第二十条に空港公団の業務内容が定められていて、第二十条に空港公団の業務内容が定められていて、午前中も申し上げましたけれども、これは合理的な範囲内においてできるものはできるし、できないものはできないわけでございますけれども、特別に私法人に比べて法人の業務内容について厳密に解釈しろというような大原則があるとは思いません。あるとは思いませんけれども、私が午前中先生の御指摘のとおりだということを申し上げた気持ちは、やはり公法人というものについては一般的に厳密に解釈したほうがいいだろうと、こういうことは先生のおっしゃるとおりだということに申し上げたわけですね。

○政府委員(角田礼次郎君) その営利法人——株式会社の例を申し上げますれば、当然定款にその業務範囲が書いてあるわけですね。そういう定款の書き方というものは、そういう株式会社の場合は結局自分たちがきめるわけでございます。株主総会の決議もむろん要するわけですね。そこでつくり方としてはわりあい法律ほど厳密な表現というふうな感じがします。一々株式会社の定款を改正するのがめんどうくさいからというのでわりあい広く書くというふうな意味において、そもそも書き方が国の特許法人などに比べても厳密でないというところがあると思っております。

それからもう一点は、そればかりに書いてあった場合に、その解釈のしかたとしては、その定款を越えた行為を会社がやっていくかどうかというの、やっぱり会社内部の問題として処理されるわけでございます。ところが特殊法人の場合には、これは国会の議決を経た法律で定められているわけでございますから、そういう場合にやはり見方としては、一般的に会社の内部で定められる定款の解釈よりは非常に厳密な態度でやるべきである、これだけのことは申し上げられます。

○加瀬完君 いまの御説明のとおり、公益法人というものは権利能力をきわめて厳格に規定されておるわけですね。ところが、今度の公団内と大蔵省乙との間の契約というものは全く私契約そのものである。公益法人としての限定されたきびさというものは何にもございせんよ。こういうような契約というものをしなくても済むのに、ことさらに私契約みたいなことであつて問題を残したというの、私は妥当を欠くと言わざるを得ないだろうと思う。といいますのは、公団が農地の取得あるいは造成を高根沢の御料牧場のようにするもの、所有権の移転のできないことをごまかすといったようなことは、空港を設置する業務あるいはその設置に付属する業務と厳密に言つて言われないうらうと思うのですよ。くだいようでなければ、

ここに空港敷地があつて、これだけは公団として取得できない国有地があるわけですね。これを公団が取得したいというならば話は別だが、これはそのまゝにおいて、その外側のほうの空港に關係のないところを取得しようとするのが午前中から述べておる契約ですね。公団本来の仕事は滑走路なりあるいはビルなりを建設するというのが専管業務なんですから、あるいは将来それに伴つて従業員、宿舎とかあるいは修理の工場とか、こういうものをつくるというのには付属する業務になりましようけれども、空港そのものでまだ未解決のものがあるのは、それは捨てておいて、外側の空港敷地でないところの国有地と高根沢の二十二億というものを合わせようとするのは、これは業務に付属する業務という範囲には属しないと私は解釈をするわけですね。そういう点、もともと本来の仕事というものを明確にしたらわなければ困ると思う。代替地は、先ほど申し上げた通り、国が責任を持って、御料牧場の代替地ではなくて、實際農地を失つて経営権を喪失して生活に困るような、そういうむしろ空港による被害者ともいふべき住民の対策というものをどうするかというべきことを真剣に考えていただかなければ問題の解決の本末を転倒していると思うのですよ。国が責任を持って代替地対策等はおやりいただけるかどうか、これはひとつ航空局長にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(手塚良成君) 冒頭にも申し上げましたように、国が地元、その他につきましてお約束申し上げたことは完全に果たさなければならぬ。先ほど總裁からのお話にも出ておりますように、この代替地問題につきましては、地元対策というところで最も重要な内容をなしておるものであります。したがって、成田に位置を決定いたしました際に、公共事業としては異例ともいふべき地元対策ということの方針として政府で定めたわけでございます。その中の重要な内容をなした一つでありまして、そういう意味におきまして、やはり政府の責任というものは十分この件については考えなければならぬというふうに思っております。

ただ、現実の処理問題といたしましては、先ほどの御議論があつたわけですが、この土地の買収につきましては、やはり表と裏と云つてもいいいろいろな関連におきまして代替地というのには非常に重要だと、敷地内の方は代替地なくしてはまず移転不可能と言つてもいいような状態であらうと思つておるわけですね。そういう意味で、土地の買収、その見合いの代替地、こういうふうな関係で一体となつて進んでいかなければならぬという内容なすもので、そういう意味で公団においてこれを実施する。公団法の二十条の第一項の解釈云々の問題はございまして、まあその法律の解釈は、一応これは可能であるというたてまえになつておるかと思つておる。そういうことで、公団がこれを実施する。しかし、農地法との関係等におきまして、先ほど来いろいろ御議論ありますように、なかなか現実問題として困難な問題に当面をすという事態がありました。そういうことで、先ほど来の契約なりあるいは所々に無理があるという事実は、私も、いなめなと思つておる。しかし、いま申し上げましたような意味合いにおいて、この代替地というのに対して国の姿勢というものは、やはり国においてぜひ責任を持ってこれを完遂していかねければならぬ、かように考えております。

○加瀬完君 あとは保留します。

○森中守義君 加瀬委員が次回に留保されましたから、少し私も、時間の関係もありまして、おそらく質疑が終了するということは無理なような気がしますが、お尋ねしてみたいと思つて、二千五百メートル滑走路の左端に当たる成田パブリックコース、これが買収交渉が終了したのかどうか。そこで、そのワケ外になる残地はどうなつておるか。

それと、県有地が、同じようにワケ外に残地がだいたいあるようです。これはどういう処理をされているのか。

それから四千メートル滑走路の手前のほうに三里塚カントリークラブがあります。これが買収が終了しているのかどうか。なおまた、ワケ外になつて残地はどういうことになつてゐるか。最初にそのあたりからひとつお答えをいただきたい。

○参考人(今井栄文君) まず、成田パブリックにつきましてのお答えをいたしたいと思ひますが、成田パブリックの用地にかかる部分は、これはクラブハウス等を含めて約三ホール程度でございます。残りの十五ホールはそのまま残るといふ形になるわけでございます。これは成田パブリック側の希望によりまして、できれば、残る部分に若干の社有地もございまして、また新たにあの付近で周辺を若干買ひまして、十八ホールの機能を回復してそのまま営業をしばらく続けたい、こういう御希望でございまして、これは昭和四十四年の一月でございまして、交渉は四十三年の秋ぐらいに大体話が本格的にきまりかけておつたのでございまして、約三ホール程度のものでもございまして、買収代金をお支払い申し上げた、こういうふうな状態になつております。それから第二に御指摘の三里塚カントリークラブでございます。

○森中守義君 県有地……

○参考人(今井栄文君) 県有地でございまして、県有地はやはり県が依然として県有地として保有いたしております。これを将来どういふふうな用途に使うか、まだ県とお話し合ひはいたしておりませんけれども、県が現在県有地として保有しておるといふことでございまして。

それから第三の、房総興発の所有する三里塚カントリークラブでございまして、これはほとんど六割近いものが敷地の中に入つてゐるわけでございます。したがって、残りだけではないでございまして、ゴルフ場の機能回復はできないというところでございまして、それからまた、その残つた部分を、房総興発としてこれを利用するといふふうな

道もございませぬ。そこで三里塚カントリークラブにつきましては、敷地にかかる部分の残地として、一括これを買ひ取つていただきたい、こういうお話でございまして、現在折衝をいたしておる、折衝も、やや最終的な段階に現在入つてきておる、こういうのが実情でございまして。

○森中守義君 午前中に資料をお願いしたのですが、鑑定評価の説明をちよつと、もう少し詳しくしてくれませんか。特に、カントリークラブの場合について。

○参考人(今井栄文君) 鑑定評価につきましては、お手元の資料にもございまして、日本不動産研究所、それからまた不動産銀行、あるいはまた中央信託銀行、こういうふうな比較的權威のある不動産鑑定業者に依頼いたしまして、ゴルフ場の鑑定をいたしたわけでございまして、これは私も依頼したのは昭和四十三年の九月、あるいはまた十月ごろではなかつたかと思ひます。その当時の評価によりまして、大体一ヘクタール当たり百二十万といふことでございまして、ここにもございまして、平米約千二百円、こういうことになるわけでございまして。ただ、詳しい鑑定書そのものを御提出申し上げることは、現在実はまだ三里塚カントリークラブとの間の交渉が継続中でございますので、大体、いま申し上げました成田パブリックの例によつて御判断をいただきたいと、かように考えております。

○森中守義君 これは、その所有者がどなたであるかと、買収にかかるといふ公団側にはさして影響はないといふべき程度ですが、私がいろいろ聞いてみると、最初の所有者がだんだんかわつてきておるようですね。一番最初は丹沢善治とかという人が持つていた。その後、三井不動産にかわり、東洋興業にかわり、それで房総興発といふんでございまして、これら一連の、所有者が何回か移動したといふことはどういふことなんですか。それと、実際の買収交渉に入つてから、こういうように所有者が次から次に移動していったといふのであるのか、その辺の事情が、どうも

すつきりしないので、その辺ひとつ、おわかりであれば……

○参考人(今井栄文君) 先生が、所有者がかわつたといふふうにおっしゃいましたが、正確に申し上げますと、株主に移動があつたといふふうに御理解願ひたいのです。というのは、房総興発株式会社という会社は、従来の法人格そのまま今日まで存続いたしておるわけでございまして、丹沢さんが、主としてこの会社の株を大半お持ちになつておつたことは事実でございまして。それからまた大成建設ですか、等も、相当な株を持つておられます。で、丹沢さんがおなくなりになつて以後、丹沢さんの持つておられた株式を東洋高圧に売却をいたしました。したがつて、三井東圧がこの房総興発株式会社の最大の株主になつてゐると、こういう点は間違ひはございません。しかし、このカントリークラブそのものが売買に出されたといふふうなことではございませぬので、その点御了解願ひたいと思ひます。

○森中守義君 いまのように丹沢さんが故人になつて株主のシェアの移動があつたと、これはまあそれでわかりますが、いまの言われる東圧がどのくらい持つてゐるんですか。それから、大成建設も相当持つてゐると、こういうことのようにですが、大体主要株主のシェアはどういふ比率になるんですか。

○参考人(今井栄文君) 先ほどお答え申し上げましたように、相当まとまつた額の株式を所有しておられるのは、現在三井東圧でございまして、これがおそらく大体全株式の四割から五割の間であらうといふふうに記憶いたしております。それから大成建設が一割五分から二割ぐらいの額ではなかつたかと思ひますが、あとは株主そのものは、多くの方々によつて分散的に持たれておる、こういう状況でございまして。

○森中守義君 そこで全体の面積が五十九・一ヘクタール、まあそのうちの空港敷地に必要な面積が二十八・二ヘクタール、これは先ほど来い

るお話はあつておりますが、必要とする面積二十八・二ヘクタールだけ買おうとするのか、むしろ、たてまえにやさういふことなんですよ。ね。そうすると残地面積の五十九・一については、会社のほうはどういう主張をしてゐるんですか。いまにも話がまとまるようなことなんだけれども、そう簡単にいきませんか。

○政府委員(今井栄文君) 会社側といたしましては、残された土地を利用する計画が全然ございせん。あれだけの大きな部分が敷地の中に入つてしまひますと、空港に隣接する区域でもございまして、ゴルフ場を維持するのは不可能であるといふふうな判断に立つて、別に千葉県の市原市の地内に別途用地を買ひまして、私どもの伺つてゐるところによると、南総カントリークラブといふものをあちらに新たに代替ゴルフ場としてつくりたいという計画で進んでおるようでございまして。したがつて、空港公団に対しましては、現在の三里塚カントリークラブの全敷地面積を買つていただきたい、こういうふうにお申し出てまいつております。

○森中守義君 そうなりますと、大体空港の敷地面積の全体は千六百ヘクタールといふようにいままで言われてきたが、このことが一つの基盤になつて用地計画がつくられる、あるいは工事計画がつくられる。そうすると、不要である五十九・一ヘクタールといふものは、会社側の主張である全面積を買つてほしいといふことになる、その部分が余分なことになる、それはどういふ処理をしますか。

○参考人(今井栄文君) 私はここで正確な面積を申し上げるだけの資料を持っておりませんが、残りの部分につきましても、騒音立法によりまして、滑走路の横六百メートル、滑走路の末端から長さ二千メートルといふものは申し出があれば買ひ取るという公団としての義務が負わされておるわけでございます。現に周辺において四十町歩程度の騒音地区の買ひ取りを現在やつておるわけでございます。したがつて、三里塚カントリークラブの残余の部分についても、若干その騒

音地区にかかる部分はあるわけでございます。で、私どもは、その残地を買いました場合には、御承知のように三里塚カントリークラブの所在する区域はB地区と申しまして、将来の航空機の整備のための施設を全部つくる場所になっておるわけでございます。で、残地が残りましたものを十分活用するということは可能ではないかと考えております。私どもとしては、もし適法に用地が取得できるということであれば、そういった残地の利用計画というものはまた別途考えていかなければいけない、かように考えております。

○森中守義君 それで、もっと端的な言い方をしたいんですが、五十九・一ヘクタール、これは買いたいと思ってる——売却側は買つてほしいと、こう言っているんだから、要するにそれは買うのか買わないのか、その辺がもっとこうはっきりさせてもらいたいんですね。

○参考人(今井栄文君) 買う決意しております。

○森中守義君 そうなりますと、これは五十九・一ヘクタールだというかなりの金額になりますね。その分は敷地買収の予定経費の中ではどうなっているんですか。

○参考人(今井栄文君) 五十九ヘクタールというのはたしかゴルフ場の全面積ではないかと思いますが、したがって、半分以上は中へ入るわけでございます。従来ともに、私どもとしては用地費と別に騒音地域の買い取りについての経費も見ておりますし、それからまた、それ以外に残存地あるいはまた飛び地というふうなものも農家の方々から買つておるケースもあるわけでございまして、経理的な面においても特段の心配は要らない、かように考えております。

○森中守義君 これは、そうしますと、私のちよつといふ数字の扱いも間違つておりましたが、確かに全部の面積が五十九・一ヘクタール、だから必要なものを差し引けば約三十一ヘクタールぐらいですね。で、その分は当初から予定されていたということなのかどうか、よくわかりませんが、これの付帯設備をする、あるいは将来さらに

拡張しなければならぬという前提に立つものなのかどうか。それと、実際の資金繰りには、まあむろん六百億近い金の中からですから、全体の比率からいけば腰を抜かすほどの大金じゃないにしても、しかしさしずめどういう処理をされるのか。ただ買つておくと、買つてくれと言ふから買つておいて、先に何か建てようという、つまりまあ先行取得という意味なのか、買えば買ったで役に立つという意味なのか、その辺はどうなんでしょうか。

○参考人(今井栄文君) 私どもは空港の敷地を絶対に拡張しないというたてまえでおります。で、地元の方々からも騒音区域、あるいはまた騒音区域に入らなくても従来の主たる農地と切り離せない残地、あるいはまた飛び地というふうなものは従来でもお買いだしておるわけでございまして、三里塚カントリークラブの残地につきましても、これはやはり買つて差し上げなければお気の毒ではないか、かように考えております。

それから、その利用計画につきましても、まだ具体的なものは考えておりませんが、あの地域が大きな整備工場になるという計画でおりますので、したがって、部品倉庫であるとか、あるいは特車の置き場であるとか、いろいろ利用する道はあるし、そういう意味では公園側としても今後の整備地域の運営上プラスになる、かように考えております。

○森中守義君 用途については一通り説明は了解できましたがね、さて、一歩進んでここで幾らぐらい買つてほしいと言っているのか、幾らならば買おうというのか、まあ非常に実際問題として、そこまで私は触れたいわけではないけれども、概念の問題としてかなり鑑定の評価、まあさらに買つてほしいという価格の差はあるのじゃないかと思う。それで、面積については希望どおり買おう、こういうことのようなが、そこであまりもんちゃくは起らぬでしようかね。実際のその売買のコストについては相当隔たりがあったと仮定をした場合に、総裁が言われるように、できるだけすみや

かな機会にこれがほんとうに決着がつくという自信があるのですか。で、もしそれがいい場合に、総裁、あまりこころ希望的な観測だけでものごとを処理されたいへんだと思うのです。これは四千メートルの端にがっぽりかかっているわけだから、たいへんですよ、もしその話がつれてくれれば、その辺はどうですか、折り合いつくような自信があるのですか。

○参考人(今井栄文君) 私は必ずしも樂觀はいたしておりませんが、交渉が最終段階に入ったというところだけは間違いない申し上げられるので、いままでこの三里塚カントリークラブの買収交渉が非常に手間どつておるといふ点については、私も政府機関としての公団の補償基準というものを、それからゴルフ場自体の新しい代替ゴルフ場をつくるというための資金というものの関係で基本的な立場の違いがあるわけです。というのは、私どもは公共用地の取得につきましても議の決定に基づいて補償基準を持っておるわけですが、この補償基準のたてまえは、あくまでも現在の財産の価値を評価して、それに見合う金でもって買い取るというのがたてまえになっております。しかし、房総興発としては、別に自分は持ちたくもないのに空港に協力して別につくらにやならぬ、最小限度十八ホール程度つくられるだけの金はひとつ何とかなしてほしい、こういうことがあるわけです。で、私どもの補償は、かわりのものがつくれるというふうなたてまえで補償をしないことになっておりますので、できるだけ私どもとしてもゴルフ場のほうの立場もよくわかるので検討はいたしておりますけれども、いま言いましたような補償基準というもののたてまえ上、必ずしも向こうの言うほどのものはなかなか出てこないというのが現状でございます。そういうことで今日まで長くかかっておりますけれども、交渉自体がどういふふうな結末で妥結するか、いよいよ最終の段階にきておる、近日中に、そういった結論に基づいてわれわれとしては考え方をきめていかなければならぬというふうなところまできておる

ということだけを申し上げておきます。交渉の価格につきましては、現在そういう微妙な段階になっておりますので、こういう場で申し上げることは御遠慮させていただきたいと思ひます。

○森中守義君 私どもさっき申し上げたように、そういうところまでは聞こうという意思はありません。だけれども、その一つのこれは意見ということになりますけれども、このカントリークラブの占めておる位置というのは、四千メートルの先端になるわけで、非常に大事な地点ですよ、これは。そういうことですね。そうすると、そのような農地等については、収用委員会に裁決申請を出された、むろん相手は違ひますという、こういうこともわからぬけれども、話はしかしいま進展をしてはいるけれども、最後の詰めというところまではいってはいない。一体どういふように展開をしていくのか、これもよくわからぬ。そういうことであれば、その余の地権者については収用の手続をとる、これら大企業についてはただ交渉で話を進めていくという、この辺の扱い方にやっぱりある種の抵抗を感じるのであります。抵抗というよりも、どうも少しやり方が何か特殊な潜在的なものをもち過ぎていて、少し均てんを失っているんじゃないかというふうなことが言えるのじゃないかという気がするんですね。それも、いま申し上げるように、いやいやそれは相手が相手だから、こっちは話はつきます、片一方話がつかぬからという手段をとつたのだという、そういう総裁の腹の中にはあるかも知れませんが、これを同じ所有権者、その人たちに公団がどういふ措置をとつたかという第三者的な見方からすると、やっぱりつり合いがとれていない。したがって、これはどうもへたすると、どこかに代替地を求めろ、しかも金がないからへたするとその代替地のほうに担保に入っている、あるいはこれを担保に入れているかわからない、そういう問題等をも当然予想される。そこで、あくまでもカントリークラブについては話し合いでまとめるということであつて、その余の地権者にとつた措置と同じよう

に裁決申請をやつても最終的にはやるという意思であるのか、その辺はどうですか。

○参考人(今井栄文君) まず第一に、その所在する区域が空港建設に非常に重要であるというふうな点について若干申し上げますが、カントリークラブの所在するところは、整備地区の南側に主として所在しております。現在、私も第一期工事約五百ヘクタールについてすでに十三キロの工事用道路の建設を終わっております。それからなおさらに、排水幹線の工事の発注も全部終了いたしました。おこるような現状でございます。第一期工事としては、全部の整備施設をつくる意図は実はないわけでありまして、したがって、整備施設をつくるのに必要な部分というのはカントリークラブにあまりかからないというのが第一期工事では実情でございます。しかし、できるだけ早く取得したほうがよろしい。先般、私も立ち入り調査を行ないました。一坪運動区域は、特に駒井野地区、北のほうでございまして、私も非常に大事な各津田部分にあり、数が多いとございまして、こういうところは早急に取得しなければ滑走路、誘導路の工事に支障を来たすということとでございます。ですが、先生おっしゃるように、空港全体としては、整備施設を完全につくり上げるためにはどうしてもやはりカントリークラブの土地が必要になりますので、私もとしては極力折衝を重ねまして、最終段階にきています。しかし、最後の見通しがどうかという点になりますと、私もどうしても、できるだけ私も与えられたい基準の範囲内で話がまとまればよろしいのでございまして、それ以上でなければいけません。場合によっては土地収用法というふうなことも考えなければいけません。しかし、いまこういうことを言うべき段階ではないと思います。先ほど申し上げましたように、初めから三里塚のカントリークラブが空港建設に協力してまいっておりますし、現在最終の煮詰めの段階でございますので、私は円満に妥結するということを希望を

ないでおるわけでございます。

○森中守義君 これは五万分の一の地図だから、ちよつとどういふところで――その切れ目も大体

わかりますがね、わかるけれども、やはりこの地図で観測する限り、かなり重要な地点を占めて

ますよ、この部分は。なるほど滑走路にはか

ていないけれども、ほんとうに先端のぎりぎり

から、そうなりますと、その裁決申請というこ

とが、片一方は非常にゆるやかな交渉をする、片

方は強制措置を講ずるという、こう対比した場

合、どう考えてみて、まあ少しくつり合いがと

れてるとは思えないというふうな気がするん

です。だから、その辺のことを、まあ、これは次の

機会もありまして、もうちよつと実際の、現場の

写真等も、私、一回見てみたいと思つて

願わくは、そういうふうにつり合いのとれないよ

うなことをやつたんでは、あとととも、どうもま

ずいんじやないかと思つて、ぜひ、ひとつこの

問題については、価格の問題等々も、まず一週

間、十日で片づくものと思つて、それから、一

度、まあ質問をこの点については留保しておき

すけれども、重大な関心を持つてゐるという事

は、ひとつ認識をしておいてもらいたいと思

つて、それから、次には、ちよつと私も整理が十分

できておりませんから、非常に質問の項目が方々

になりますけれども、公団法の二条の一項にこ

ういふことが書いてある。「長期にわたつての航空

輸送需要に対応することができ、最初調査費

が、このうんすね。それで、最初に調査費

がついたのが、たしか三十七年だったでし

う。それから、つと年を数えてみると、早くも十年経

過してゐます。そこで、先般来いふような航空評論

家であるとか、あるいは航空当局の公式であつた

り、あるいは非公式の見解等からいけば、異常な

スピードで需要が拡大する。特に国際需要につ

いては現在の十九倍ぐらになるだろう、あるいは

十四倍だったかも知れませんがね。要するに、こ

うの異常に近いような需要予測ができる、こ

う言われているのです。それで、この新東京国際

空港の地点の設定あるいは規模の設定ということ

は、少なくとも今日のテンポで需要予測がもしと

らえらるるとするならば、少なくともこの公団法

二条の条項にははまらなくなつてくる。しかも、

二期工事の完了した段階においてどうなるか、そ

の点の予想というのはどう立てていくのですか。

さつき總裁のお答えからいけば、もうふやさない

んだと、この空港は拡張しないという方針を公団

としてはお持ちのようなんですね。しかし、いや

おうなしに拡張せざるを得ないということが、私

は予想されると思う。成田をきめて十年たつて

わけですからね。そういうたようなことを考える

と、一体長期にわたる空港の展望ということとは

ういふようになつてゐるのか。ただ、もうきめられ

たことだから、予算がついた、つくればいいとい

ふことであるのか、かなり将来にわたる見通しを

お持ちなのか、その辺の、ひとつお考えを、航空

局長お答え願つておきたいと思つてゐる。

○政府委員(手塚良成君) まず、この公団法にき

められております「長期にわたつての航空輸送需

要に対応することができ、最初調査費が、このう

いふことが、長期というのを、まあ何年と見るか

ということは、これはいろいろと見方があ

ります。かねがねこの問題で一応の見通しとい

ふことで申し上げておきますのは、この空港の処

理能力という点で、まず、おおむね十年、共用開始

後十年くらいは持つと、こういう見通しを立て

ておいて、その程度であれば、これは一応ある

意味での長期ということになるであらうか、やうな

考え方を法案との関連においては考へてお

ります。ただ、現実の問題として、これが一体どうい

ふうになるであらうか。いま、需要の見通しで

先生非常に急激な伸びというところをおしや

しましたのですが、まさにそのとおりでござい

まして、最近の予想需要というものは、まことに著

しい増勢をたどつておるし、またたどるであらうとい

ふ、ある種の予測ができてお

なるか、いま新しく五カ年計画をつくらんがた

に、実は省内に学識経験者もまじえて、その

検討をいま鋭意やつておる最中であ

が、その中に、いま先生のあげられ

た数字、内容も一部において言

ういたしました場合に、これが一体この空港の処

理能力とどの程度の関係になるかとい

ふことは計数的に申し上げることはなかなか簡単

にはまいらないかと思つてゐる。とい

ふのは、この飛行場の離着回数につ

いては、いろいろな問題になります

が、一機で運べるものと、四十人乗

りですと二機半

というふうな問題になりますので、

そういう将来の機材の見通しとい

つたようなものが相当関係をして

まいりますのみならず、前後いた

したけれども、需要そのものにつ

いては、たとえば、運賃などとい

ふものを将来どう見るかとい

ふことが、相当需要との関連

には大きく関係すると思つてゐ

ます。また、飛行機との関連

におきまして、一番需要上問題

になりますのは、新幹線あたり

の競合関係を、どういふふう

に配分を考へるかという点など

も、この需要予測にお

いては問題になると考へ

ます。そういう二、三主要なものをあげ

まして、一応考へました場

合に、まあ先生のおっしゃつた

ような推移の需要が何

がしから考へられるとい

ふことでございまして、そ

ういふ点で、この将来の需

要を全部成田と羽田でカバー

できるかどうかということに

ついては、ただいま冒頭申し上

げた十年くらいの見通しにつ

いては、一応持つてお

りますが、それ以後の長期の

期の見通しで検討していかねければならぬだろう、こういうふうなことになるっております。これも実は、いまの需要の前提から始まりまして、次の五カ年計画を立てる際に、はっきりさせようというふうな考へておるわけでありまして、いずれにいたしましても、この成田ができて、それで二十年先、三十年先までいじようぶだということにはもちろんありませんが、さればといつて、これが二年、三年、五年で満ちていくことにはならない。まず十年程度は持つであろう、こういうような見通しを持っておるわけでございます。

○森中守義君 ちよつと少し余談になりますし、いま、事のついでにたいで悪いのですが、もう一回そういう問題については、少しくお尋ねしたこともあります。

それであつと空港整備の問題で少し気になるのですが、いま大蔵委員会に例の基盤整備の特別会計問題が付託されておりますね。千百五十億の五カ年計画の総括、これで現在まで使われているのは幾らですか。残高がかなりあると私は思つておる。これも正確に当局のお持ちのものに符合するかどうかはわかりませんが、私の調査では六百二十九億使われておるのです。したがつて、残高が五百二十一億ある。五五％使ひ四五％残つてゐる。これは特別会計の固定財源として入れるのですか、あるいは六百二十九億使つたままで、あとは切られるのですか。どつちですか。

○政府委員(手塚良成君) 初めに、この千百五十億というたゞいままで使つておる五カ年計画、この中には新空港は含まれないということが全体の前提になっております。で、現在までの千百五十億の進捗率でございますが、全体の千百五十億に對應いたしましては、パーセンテージで簡単に申し上げますと、三八％ということになります。これは計画年度四年でそういう状態でございますが、非常にこれは進捗率が悪いところでございますが、この千百五十億の中身といたしまして、百五十億というものは調整費という費目になって

おりまして、具体的な対象空港、対象事業というのが今後突発的に出るものをお考へするというような意味合ひで、いま現在対象になっておりません。そういった内容、あるいは地方、県等で単独にやる事業費というものがその中にたしか八十億程度入つておると思ひます。そういうものを除きまして、具体的に現在対象になっておる空港というものに見合う従来の金とその予算額との対比をいたしますと、いまの消化率が約六一・七％という状態になりまして、あと三百五十二億という金額がさらに消化をされなければ五カ年計画の完遂にはならないということになります。ただ、この三百五十億というものは、四十六年度の完遂にはなりませんが、四十五年度の数字に比しますと、その約九〇％ぐらゐになりますので、非常に予算額としても高額の伸び率でなければならぬ金額になります。しかし、私どもは、空港の現状、それから輸送需要の増大、著増に伴ひます飛行機の大規模化をはかつていくからには、ぜひこういうものの予算額を獲得することにとめなければならぬと思つておるわけでございます。大蔵省ともども、鋭意その完遂に努力をしたいということで進んでおります。

○森中守義君 局長、ちよつと私の質問の要旨がはつきりしなかつたかも知れませんが、要するに、いままでの五カ年計画というものは四十五年消滅をした。したがつて、四十六年以降というのは新しい六カ年計画に切りかえるのか、どうなのか。切りかえるとするれば、千百五十億の中の残額というものは、もう全部ばあになるのかどうなのか、こう聞いてゐるのです。

○政府委員(手塚良成君) ちよつと御説明の焦点が狂つたかと思ひますが、いまの五カ年計画は四十二年から始まつております。完了の時期が四十六年までかかるわけでございます。したがつて、あと二年残つておる。四十五年、四十六年度という二年があるわけですね。それを基準にいたしまして、先ほど申し上げたわけで、いまの五カ年計画は四十六年度までに何とか消化をし、残つ

た予算をつけるべく努力をしなければならぬものなので、いまこの時期においてこれがばあになつておるわけではございません。少なくとも四十六年度まではまず継続をさせなければならぬと思つておりますが、先ほど申し上げましたように、あらためてまた需要の予測、それに伴う空港整備の新しい五カ年計画というものををつくるべくいま努力をしております。

で、場合によつて、これはいま想定でございますが、四十六年あたりは、いままでのものをいままでの金額で続けるかわりといひますか、それよりは早く、四十六年ぐらゐから次の五カ年計画の実施に入るほうがあるいは適當ではないかと考へられるわけで、そういう意味になりますと、先生のおっしゃる、いまの五カ年計画の一番最後の年度がばあになるというふうな見方になるかと思ひますが、その辺を含めて新しい五カ年計画の策定を検討中である、かような意味でございます。

○森中守義君 わかりました。そうしますと、これは大蔵委員会ではいろいろむづかしい議論をしてゐるようですから、同じようなことをここで言つてもしょうがないと思ふのですけれども、これでもまだ二年度残つておるということであれば、これに全力をあげなくちゃならぬということとは當然でしょうけれども、あの特別会計それ自体に少し運輸関係では異論がある。それは、その固定財源というものがあくまでも着陸料だけだ。もし不足をした場合には借り入れ金という措置が講ぜられていて、何か初年度あたりは三十数億の運用部からの金が入るでしょう。それはどうなんですか。大蔵省との約束は、所定の計画をつくつた予算の規模がこれである、それに対して着陸料がかりに二〇％のシェアしか占めないという場合に、残りの八〇％のうち何％を一般会計から見ようということであるのか、あるいは、金額借り入れ金でいけということであるのか、何かその辺の話でもしたことがあるのですか。

○政府委員(手塚良成君) いまの金額の割り振りの前段といたしまして、整備五カ年計画という内容の完遂につきまして、これは閣議決定をやつておる内容でございます。先ほど来申し上げた進捗率が非常に低いという点について、しかも最終年度でいろいろ計算してみると、なかなか通常の財政事情においてはむづかしいような数字が残る、そういうようなことは閣議決定の趣旨に反するではないかという御質問がずいぶん大蔵委員会でもございました。財務当局ともどもに、大いに今後の努力をいふことで御説明申し上げたわけでございますが、いま先生のお話になりましたように、着陸料が特定財源になっておるほかは、借り入れ金として来年度は二十三億というものが一応借り入れの予定になっておりますが、それまでは、こまかい土地の借料その他を除きますと、金額を一般会計からの繰り入れ、こういうことになっております。そしてその繰り入れ額を幾らにきめていくかということにつきまして、これは一にこの五カ年計画の進捗に合せて、足りない部分を一般会計から繰り入れをしていくということであつて、毎年既定額繰り入れをするということについての確定額はきめておりません。

○森中守義君 その辺が特別会計の出発の非常に大事なところでして、本来ならば、確かにそういうおそれがないという大蔵省側の意見もあるでしょうけれども、やはり通行税等がその中に入つてくると、だいたいこの財源は変わるのではないかと、いろいろとでもわかる。それができなかつたというところに、実は問題があるのですけれども、これは次の委員会あたりまででもつけようですから、この五年間ぐらゐの、着陸料として大体どのくらい国庫に入ってくるか、できるならば年率の上昇率ぐらゐ出してもらつて、一ぺん資料で五年分ぐらゐ見せてもらいたいと思ひますね。

なお、こういう大綱的な問題についてはまた次の機会に譲りまして、もう一ぺん成田にちよつと返りたいのですが、五十八国会のときに、中曾根さんが木村委員の質問に答えて、例の軍用的な性

格についてかなり論争があったようなことを記憶しているのです。そこで、そのときに、中曾根さんの答弁の要旨からいけば、地位協定というものがあるの、これは本質的に拒否し得ないのだと。しかしまあ運行上、極力、戦闘機ないしは爆撃機あるいはMACチャーター機等については使われないように配慮をしたい、ということでも当時答弁が終わっている。ところが、そもそも考えてみれば、成田で一つの反対運動の支柱といえますが、まあ大きな論争点になったのは、へたすると成田が軍事基地に使われるんじゃないかという、こういう危惧の念が非常に強かった。むしろこれはいまま完全にそのことがぬぐい去られているかどうかというところは、まだまだ私は確実な答えが出ていないと思うんです。そこで、これは一つの決定的なものというように受け取ってもらっては困るんですけれども、あの中曾根答弁をもう少しエスカレートしてみても、合同委員会に持ち出して、羽田もあるんだし、むしろ羽田にもお借りしたらいいほうがいいんですけれども、成田にはいかなることがあってもチャーター便についてもおりませんとしようという程度の取りきめあたりはできませんか。願わくは、私は一札取ってきてもえれば、これにこしたことはないんですけれども、それくらい配慮がこの際は成田についてとられ、いや羽田じゃだめだ、何としても日本の表玄関は成田だから、成田におりにすることに意義がある、こういう解釈を推し進めたら別ですが、おりて油を入れるという、そういう便宜なものであるならば、成田はやっぱ私はMACチャーターもおりてもらっちゃ困る。それは合同委員会が一札取れるのかどうか。この辺私も、この法案の一つの最終段階における最大の問題点じゃないかと思うんですが、局長どうお考えになりますか。

○政府委員(手塚良成君) この問題は、先生もお触れになりましたように、前々大臣以来の非常に重要な問題になって、いろんな委員会でも御発言があった内容でございます。私も最終申し上げておきますように、成田は絶対に軍用基地としての使用はさせない、しない、かように言っておるわけなんです。ただ、法的に考えました場合には、先生も十分御承知の上のことですが、地位協定第五條というのが安保第六條からできておりまして、この第五條の趣旨そのまゝを法律的に解釈いたしますと、離陸着陸的なものについては、これは向こうがおりるといえば絶対にこれを拒否することはできないというふうな態度でまゐるようになっておるわけなんです。ただ、前段申し上げましたように、また、いまの橋本運輸大臣も先般お答え申し上げました中で、行政的に、そういった地位協定上の権利は極力これを抑制する。離陸着陸のようなものが人道上の関係のものである場合には、これはある程度やむを得ないとしても、そういうものについても、特に羽田があるというふうな事態もあるわけですから、これはもう極力そういうものは抑制する。そしてまた、この抑制は単に行政措置であるということ、実際の法的根拠がないから弱いではないかというふうなことに對しては、これはやはり高度の日米関係に關したところの行政的な内容であつて、基本的に、全体として成田が國際民間空港というたてまえでできたことに對して、そういう軍用基地という考え方を拒否しておるといふのを、あえてやるようなことはさせない、しないであらうというふうなお答えを申し上げておるわけで、これをいま先生の御質問では、さらにもう一歩進めて、合同委員会が一札取ったかどうか、こういうお話ではなかったか、私どもでもできればそういうことは非常に望ましいと考えております。ただ、そういう方向をいまここで打ち出すかどうか、やるかどうかという点につきましては、あけてみるのも一つのやり方かと思ひますが、全般的な米軍関係の基地の態様なり何なりが相当変わつてきておるし、また変わるのではなからうか。非常に卑近なことでは、万博という期間に一応限つた申し入れをしておりますが、従来もこういう民間使用を拒否し続けてきた厚木の飛行場につきましても、現在万博期間中の羽田の

混雑のために協力しようという見通しが立つてきております。なお、立川の飛行場が事實上飛行場として米軍が使わなくなつてきているという事実もございまして。また、羽田におけるMACチャーターの離着の回数というものも現実の姿として漸減しております。漸減というが、四十四年度は相当大幅に減つてきております。こういった事態がございまして、そのさなかに、直ちに合同委員会に出した方がいいかどうか、それを私どももよく検討してみたいと思ひますし、この問題につきましては、多年の問題でありますので、十分検討した上で慎重に扱いたいというふうな考えをしております。先生の御指摘の内容については、私どもとしてはさらに検討を続けていきたい、かように思ひます。

○森中守義君 これは経過的に考えますと、MACチャーターが非常ににひんぱんにベトナムの關係で往復して、それでアメリカ自体が専有しているものではないかというふうなことに對しては、これは、そういう純粹な解釈をしたいです。これが他面、地位協定というものが現実に作用しているのだ、効果を持つてゐるのだ、だから、へたなどころにおいてこつそりやるよりも、日本の表玄関にありとつてゐるという、あるいは地位協定というものはこんなものかという一種のデモンストラーションをやつてゐるのか、そういう面が決してないとは言えない。もしそうだとするといふんなことだ。だから、確かに局長の言われるように、いまにわかにこの問題を具体的に外交ルートに乗せるとか、あるいは合同委員会に提起することはいかゞかという判断はありましよう。ありましようが、成田の本法案というものをいまここで決着をつけなければならぬ時期にきたとすること、やはりこの辺で一べん整理する必要がある。そういう意味で、私はいま全面的に安保あるいは地位協定というものを一連のものとしてどうするかという問題は、なるほど困難だと思ひますが、しかし具体的な問題の一つとして、合同委員会にはかり得る権能を日本は持つておりますから、そういう意味では、成田については困るなら困る、明らかに商業空港としてやつていくのだという意思表明はできてゐるのじゃないか、それでできるならば一札持つてきてほしいと言つてゐるのです。むしろ、これはこれから何日も何十日も何カ月もこの法案は審議しなければならぬから、そういう決着の段階まで待つてゐるから、一べん合同委員会に話を通してもいいと思ひます。そうすると、ずいぶん成田に對する空港としての性格づけが変わつてくると思ひます。そういう一札が取れば、場合によつてはだいたひにらまれるかもしれないが、こういう発言もあつたというふうなぐあいを持つてゐるからなさい。その程度の配慮があつていいのじゃないかと思ひます。ただアメリカに對する願望とか期待というだけでは困る、當然の權利として合同委員会に提起をする。こういうことで私は措置をしてもらいたいと思ひます。これはまた本物の大臣がおいでになつたときに、まだ何カ月もかかると思ひますけれども、そのときにいろいろお尋ねしたいと思ひます。

○委員長(温水三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(温水三郎君) 速記をおこして

○森中守義君 いま大事な局面に来ておりますが、いま航空局長から速記がつかないで一通りのお話、ちよつと承りましたが、いま一度大臣代理として現状の最も正確なもの、しかも政府の方針をこの際ひとつ明らかにしてもらいたいと思ひます。

○國務大臣(井出一太郎君) たいへん御心配をかけておりますし、政府部内におきましてはこれは非常に憂慮しておることはお察しいただけることと存じます。そこで私も、どうも二役かけ持ちのような次第で、衆参両院を行つたり来たりしておりますようなわけで、おつしやるような、一番時間的に最近の情報というところまでまだ心得ておらぬのでございます。けさほどあたりの様子

は森中さんも先刻御承知だろうと思いますが、要は、一口に言いますと膠着状態みたいなことでございまして、相変わらずしんぼう強く説得を続けておる、こういうのがまだ現状のようであります。

で、機内に閉じ込められました乗客の中には、健康の点心配な方もあるのであります。たとえば、狭心症の方には御要求の薬品が手渡された、こういうことは承知をいたしております。いずれにもせよ、橋本運輸大臣現地でさだめし苦心をされておると思いますが、現地の情勢を的確に判断をして、そうして最善の措置を講じていただく、こういうことを期待しつつわれわれも待機をしておる、これが現状でございます。

○森中守義君 たいへん気をもんでいることはお互い変わりがありませんし、いわんや大臣におかれてはなおさらのことでしょう。そこで、この委員会でも午前中もちょっと申し上げたのですが、事柄が事柄だけに、これをという意見の表明などは私どもは全然していません。言いかえれば、刻々と変化する事情をできるだけ早くしかも正確に知りたいというように来ておるのですがね。しかし、ここまで来ると、もうすでに落日も近くどうにもならない、また今晩飛べるのかということになってきますと、やはりどうにもしようがないような、そういう気持ちになってくるんですね。いわんや、家族においても、きょうあたりテレビなどでも激しいそういう意見が出ているのです。それで政府が橋本さんにどういう内容を託されたのか知る限りではありませんけれども、ここで学生の言い分を聞くのか、あるいは説得を続けるのかという、これが相当長時間たちながら平行線なんです。それに、いまちょっと話題が出たわけですが、とにかくくたびれを待とうではないかというふうなことは、ちょっとこれは話にならぬ、そういうことでは、けさあたりは、テレビでは、どうも凶器を持った諸君のこ

とばつかが変わってきたから、多少軟化したんじゃないか、それを待つんだというふうな報道等

も行なわれているんですね。しかし、おそらく、その説得が功を奏するということが一体いつの時点で予想されるかということになりますと、全く予想立ちませんよ。彼らは何か食い物や飲み物も飲んでいらっしゃる。機長はうしろから拳銃を突きつけられている、乗客は手を縛られているといった、とてもじゃないが残酷過ぎますよ。ですから、私はその説得ということが逆におくらせているんじゃないか、こういうことじゃないでしょうか。そこで、韓国にいうことと自国が、おろさなければ立たせないぞ、こういう一種の条件的なものになっていくように思うので、ここはひとつ政府と先方さんとの間に何か大局的な話ができないのか。むろん、その判断をたいたい橋本さんに一任してあるということですが、緊急に協議されて、乗ったまま平穩に、向こうも受け入れると言っておるようですから、それならば立たしたほうがかえっていいんじゃないか。きょう、おそろくきょうじゅうにはという期待を持ちながら待ったわけですが、きょうもこれはだめですね、こういう状態では。だから、結果的に説得ということがかえって時日をかしている、こういう気がしてしかたがないんですがね。たとえ大臣の代行であつたにしても、ひとつ政府の首脳部でも緊急に協議をされて、総理の訓令なら訓令でも出すようなことはできませんか。

○国務大臣(井出 太郎君) ここで私がしかとお答へするわけにはまいりかねますけれども、当委員会においてたゞいま御趣旨のような御発言がありましたことは、これは私よくわかりましたから、政府首脳の方に伝達したいと思

います。

○森中守義君 けさ各党の国対委員長会談が開かれたはずで、それで政府に強硬に申し入れる。いま何がどう、かにがどうという段階ではない、とにかく学生の言い分をいれて飛ばせることが解決の道だということで、政府に強硬に申し入れようということが午前中に行なわれて、それが政府側に、おそらく大臣代理としておわかりに

なっていると思う。おそらく政府内部にもそういう空気はかなり強いんじゃないかと思うのです。ね。したがって、これはお一人でできる問題じゃないでしようけれども、とにかく時間の問題ですよ。今晩は何とかしてもらわなければという、こういう期待と願望は国民全体の気持ちだと思つて、これは期待あつていいの悪いのと、そういう議論の段階ではないんじゃないですか。ですから私は、説得ということがかえって障害になっているようなことだとも思うので、実は官房長官にここに来てもういたかつたが、与党の理事の協議の結果あまりスムーズにいかないようなので、ひとつぜひ大臣のほうからそういう取り計らいをしてもらいたいと思います。

○国務大臣(井出 太郎君) いま承りました点、よく伝えることにいたします。

○瀬谷英行君 いまの森中さんの質問に関連して、私のほうからもお聞きしますが、先ほどのニュースでは、日航の松尾社長の談話の発表があつて、いまの時間になつては、きょうじゅうによしんば平穩に飛ぶことを許可したとしても時間的には無理であるという意味の談話が発表された。しかし、二百キロぐらいで、あの飛行機で飛べば十五分か二十分で飛べる距離にあるということであつて、しかもジャンボですら一時間半で整備を完了して出発させることができる、こういうふうに言われている。もつともこのジャンボはその話のとおりいておらないのでありますけれども、しかし、給油であるとか整備であるとか、そういうことにそんなに何時間もかかるということでは常識では考えられないんですね。となると、これは社長がきょうじゅうには無理だという発言も、それから現地でもつてなお説得を続けるということも、いたすらに時間の引き延ばしの口実ではないかというふうにししか考えられないわけですね。そうなりますと、飛行機の中に閉じ込められて二昼夜がまんしていた乗客は、きょうがだめなら三昼夜がまんしなければならぬ。狭い座席にすわったつきりで、伝えられるところによると

縛られて、それで食いものも食うことができない。用便なんか一体どういうふうにしてやっているのか、いろんなことが気になるわけでありませうけれども、あの密室の中でそういう状態に置かれた乗客の身を考へてみると、いたすらに韓国のメンツのために犠牲にしているというものは、ないと思つて。だから、これはやはり人道上の問題として、政府として当然早急に考えなきゃならない。小田原評定をやつて、きょうは暗くなつたからあした相談しようという問題じゃなからうと思う。だから、もしも北朝鮮へ飛ぶということがどうしても韓国のメンツの上で困るというならば、もう一回福岡の空港へ戻つてこさせて、そこであらためて給油のし直しをして考えるという方法もあるであらうし、あるいは人質のうち特に状態の悪い人を何人かおろすというくらいでもつて手を打つてもらうという一つの提案もあるであらうし、同じことを繰り返して、断られるのを承知の上で同じことを繰り返して時間の浪費をするということよりも、そのくらの進んだ話し合いをやるのが私は当然じゃないか。大臣から日航の社長まで韓国へ行って、なおかつ事態が少しも進展しないということになる、これはだれが考へても問題の壁は韓国の事情であるというふうにししか想像できないわけです。それならそのように、私は政府としてすみやかに対処すべきではないかという気がするのでありますけれども、大臣の見解としてはどういふものでしょうか。

○国務大臣(井出 太郎君) 日没が迫つて飛行が不能であるとかというふうな技術的な問題は、私にはよくわかりかねること、あるいは航空局長からお話があると思うのですが、いまおっしゃるような、何と云つてもこれは時間がとうとう段階だと思ひます。そうして御提案のような、何とか知恵をめぐらして、もう少しこれを打開すべきではないか、この御趣旨はよく私わかります。おそらく現地も、あれやこれや現地のまた別な雰囲気の中でいろいろ考究はしておるものであらうかと

も思ひのてございすが、いまおっしゃいました
ことも、先ほどの森中さんの御意見ともども私持
ち帰って伝えたいと、こう思っております。

○委員長(温水三郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(温水三郎君) 速記をつけて。

本案に対する質疑は、本日はこの程度にいたし
ます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

昭和四十五年四月二十一日印刷

昭和四十五年四月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局